

日医総研ワーキングペーパー

診療所開設者の年収に関する調査・分析 (2006年分)

- 日本医師会 診療所に関する緊急調査 -

No . 156

2007年12月28日

日本医師会総合政策研究機構

角田 政・野村真美

診療所開設者の年収に関する調査・分析（2006年分）

- 日本医師会 診療所に関する緊急調査 -

日本医師会総合政策研究機構 角田 政・野村真美

キーワード

開業医	診療所	年収
勤務医師	所得	院長退職金
設備投資	社会保険料	所得税・住民税

ポイント

個人開業医の手取り年収を調査した結果は、平均1,067万円、最も高い55～59歳でも1,469万円であった。また、全体の57.7%が手取り年収は1,000万円以下であり、一方、2,000万円を超える人は13.8%にとどまっていた。

中医協の医療経済実態調査による個人立診療所の1ヶ月の収支差額を12倍し、それを単純に給与所得者と比較することがしばしば行なわれる。しかし、そのような比較は、極めて不適切であり、大きな誤解を招いている。

個人開業医の手取り年収を勤務医師と比較すると、45～49歳で56万円高く1.05倍、50～54歳で216万円高く1.2倍、55～59歳で264万円高く1.2倍であった。

個人開業医の地域における社会的役割や、経営責任をはじめとする事業者としての様々なリスクを考慮すれば、個人開業医の所得が不相当に高いといった評価(ないしそのような論調)は適切ではないと言える。開業医の役割とその報酬について、冷静な評価に基づく、適切な財源配分が期待される。

目次

1. 調査の目的と方法	
(1) 背景と目的	4
(2) 方法	4
2. 分析の方法	
(1) 分析のコンセプト	5
(2) 「手取り年収」の定義	6
(3) 個人開業医における手取り年収の算定方法	6
1) 医療・介護関連の収入と必要経費	7
2) 院長退職金の積み立て相当額	8
3) 社会保険料、所得税・住民税	9
4) 借入金返済および設備投資支出額	11
3. 調査結果	
(1) 客体のプロフィール	
1) 開設者の年齢別・男女別構成比	13
2) 診療所の属性別構成比	14
3) 青色・白色申告別構成比	15
(2) 個人開業医の手取り年収	
1) 総客体の手取り年収概括	15
2) 開業後年数別手取り年収	17
3) 開設者の年齢別・男女別手取り年収	18
4) 診療所の属性別手取り年収	19
5) 青色・白色申告別手取り年収	21
(3) 既存公表資料との比較	
1) 中医協調査との比較	22
2) 勤務医師との比較	24
3) 他職種等との比較	26
4. 考察	27

集計表

- ・ 客体のプロフィール
- ・ 個人開業医の手取り年収金額（クロス集計）
- ・ 個人開業医の建物保有、設備投資状況
- ・ 勤務医師・他職種等の手取り年収
- ・ 個人開業医の年齢階級別手取り年収算定要素一覧

調査票

調査票 1 診療所基本情報

調査票 3 診療所開設者の年収に関する調査

「調査票 2 診療時間・診療時間外活動に関する調査」は掲載を省略

1. 調査の目的と方法

(1) 背景と目的

昨今、医師不足を背景として、特に病院における勤務医の苛酷な労働実態が明らかとなりつつある中、病院の勤務医に比べて診療所の開業医は楽をして儲け過ぎ、といった論調が強まりつつある。特に、中医協の医療経済実態調査の収支差額を根拠として、個人診療所開設者（以下「個人開業医」という）の所得が不相当に高いという、当事者の実感とは異なる評価がなされてきた。そこで、個人開業医の所得は本当に不当に高すぎるのか、ということを検証することを目的として、本調査を実施した。

(2) 方法

調査対象は、緊急調査であることから地域を限定し、北海道札幌市、東京都板橋区、山口県、鹿児島県に所在する個人が開設する診療所の日本医師会 A 1 会員（開設者、管理者およびそれに準ずる会員）1,528 人とした。

調査実施時期は、2007 年 7 月 19 日に調査票を発送、回答期限を 8 月 3 日とした。

調査項目は、平成 18 年分の医療・介護関連活動から生じた所得、借入金の調達額および返済額、設備投資額および減価償却費等である。これらの内、所得に関する項目は確定申告書から、減価償却費は確定申告に添付する青色申告決算書（白色申告者は収支内訳書）からの転記により回答いただいた。詳細は巻末の「調査票 3」を参照されたい。

回収状況は、配布数 1,528 に対し、回収数 585、回収率 38.3%であった。そのうち有効回答数は 537、有効回答率は 35.1%であった。有効回答数の地域別内訳は、北海道札幌市 130（有効回答率 35.0%）、東京都板橋区 86（同 39.8%）、山口県 203（同 39.6%）、鹿児島県 118（同 27.6%）であった。

表 1 有効回答の地域別内訳

	配布数	有効回答数	有効回答率
北海道札幌市	371	130	35.0%
東京都板橋区	216	86	39.8%
山口県	513	203	39.6%
鹿児島県	428	118	27.6%
総数	1,528	537	35.1%

回収数のうち、白紙で返送されたケースや、すでに法人化されていたケースのほか、所得金額、借入金返済額、減価償却などの後述する手取り年収を計算するために不可欠な項目が無記入だったケースなどを無効とした（表2）。

なお、問い合わせ確認したところ、すべて無回答（白紙）とした理由としては、同時に実施した診療時間・診療時間外調査には回答できるが、年収に関する調査には回答できない（回答したくない、または概算経費の特例¹を適用しているため回答できない）などの理由が挙がった。

表 2 無効回答の内訳

無効理由	件数
すべて無回答(白紙)	16
減価償却費が無記入	10
すでに法人化	9
借入金返済額が無記入	6
所得金額が無記入	4
その他*	3
合計	48

*その他は、元本返済を行ったが金額が不明、設備投資を行ったが金額が不明など。

2. 分析の方法

(1) 分析のコンセプト

個人開業医の所得を、給与所得者の所得と適切に比較できれば多くの国民にとって分かりやすい。しかし、個人開業医には、給与所得者における「年収」に相当する概念がないことから、単純な比較は不可能である。

従来、ともすれば、それらが同列に比較され、それに基づいて「開業医は儲けすぎ」といった、当事者の実感とは異なる論調を生んできた。

そこで、本調査では、個人開業医と給与所得者の「手取り年収」の比較を試みた。個人開業医については、手取り年収を算定するために必要な諸データをアンケートによって収集し、勤務医その他の給与所得者については、給与および賞与に関する公表データをもとに、社会保険料と税金を計算し、差し引くことによって手取り年収を算出した。

¹ 社会保険診療の所得計算の特例（租税特別措置法第26条）

(2) 「手取り年収」の定義

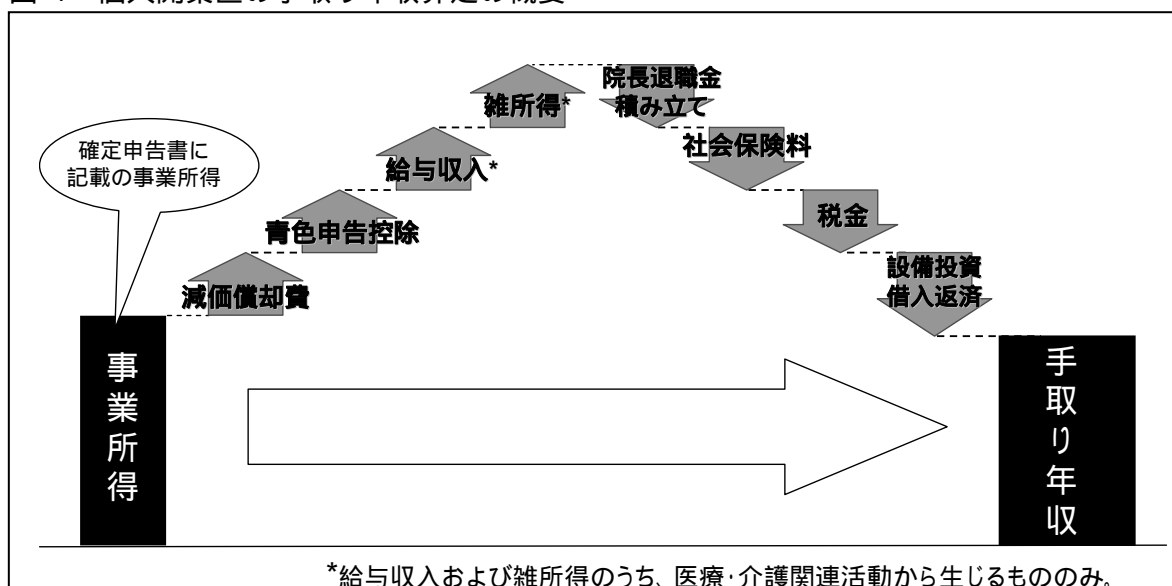
調査・分析においては、「手取り年収」を以下のとおり定義した。

その年の年間収入額のうち、個人の消費、又は貯蓄に充てることができる金額を「手取り年収」とする。

給与所得者においては額面年収から社会保険料、税金を控除した金額が「手取り年収」相当する。

個人開業医においては、税務上の事業所得に、減価償却費と青色申告特別控除、医師としての給与収入および雑所得を加算し、そこから、院長退職金の積み立て、社会保険料、税金、設備投資・借入返済を差し引いた金額が「手取り年収」に相当する。

図 1 個人開業医の手取り年収算定の概要

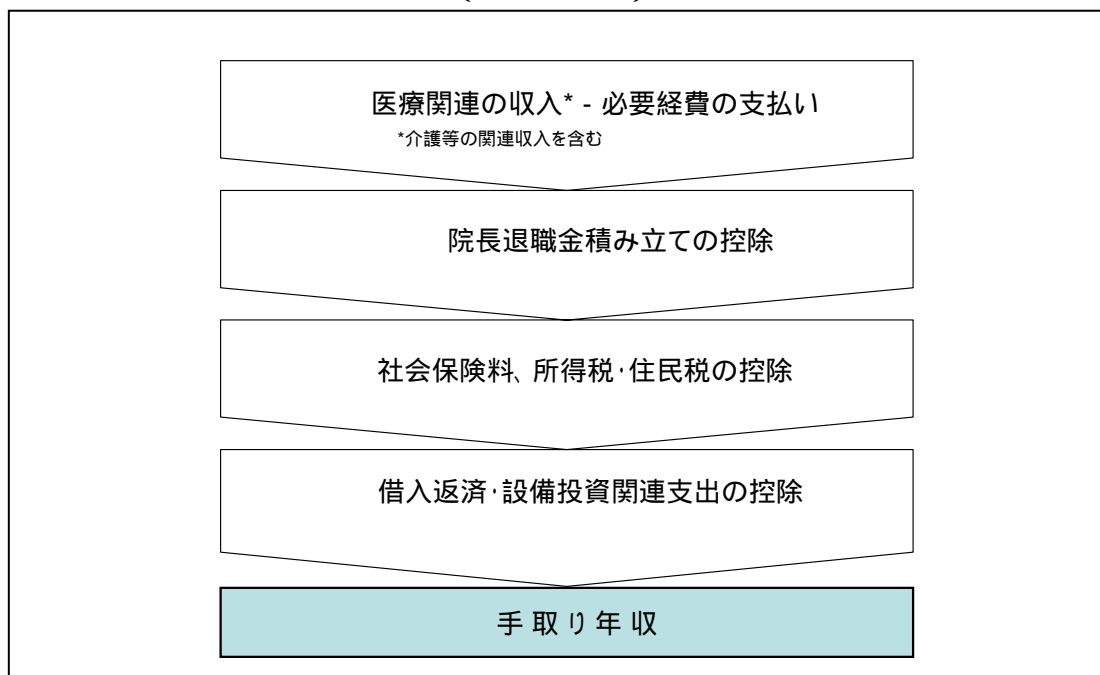


(3) 個人開業医における手取り年収の算定方法

本調査・分析における個人開業医の手取り年収の具体的な計算方法は、大きく分けると次の4つのプロセスからなる(図2)。

- 医療・介護関連の収入から、そのために支払った必要経費を差し引く。
- 院長退職金の積み立て相当額を見積り計算し、差し引く。
- 社会保険料および所得税・住民税を差し引く。
- 借入金返済および設備投資支出額を差し引く。

図 2 手取り年収の算定プロセス（全体の流れ）



1) 医療・介護関連の収入と必要経費

まず、調査客体の平成 18 年中における医師としての活動全体を網羅した収入と、そのために支出した必要経費の差額をデータとして収集した。

表 3 医療・介護関連の収入と必要経費

	収入(A)	支出した必要経費(B)	差額(A - B)
事業所得	事業所得の収入金額 (医業収益)	必要経費の金額(減価償却費、青色申告特別控除を除く)	事業所得 + 減価償却費 + 青色申告特別控除
給与収入	給与所得の収入金額のうち、医療・介護関連活動によるもの	-	給与収入(A) の金額
雑所得	雑所得の収入金額のうち、医療・介護関連活動によるもの	左の収入を得るために支出した金額	雑所得の金額のうち 医療・介護関連活動 によるもの

本調査の調査項目

事業所得

事業所得は、個人開業医においては税務上の診療所の利益を意味する。調査票では、確定申告書に記載された事業所得の金額を転記していただいた。

ただし、税務上は経費として控除することができるものであっても、実際にはお金の支払いがない減価償却費と青色申告特別控除は、「手取り年収」の算定上、足し戻す必要がある。

減価償却費は、青色申告決算書（青色申告者の場合）または収支内訳書（白色申告者の場合）から調査票に転記された金額を、また、青色申告特別控除は、青色申告者について事業所得が黒字の場合に法定の 65 万円を、それぞれ加算した。

給与所得

診療所の事業以外で、医療・介護に関連する活動から得られた給与収入、例えば学校医報酬や産業医報酬などがある場合には、それらを申告書から抽出転記していただき、その金額を加算した。

なお、給与所得には、給与所得控除という税務計算上の控除があるが、これは実際にお金の支払いを伴わないため、「手取り年収」の計算上は控除しない。

雑所得

さらに、医療・介護に関連する講演活動や原稿執筆活動その他による所得がある場合には、それらは雑所得として計上される。本調査では、雑所得のうち医療・介護関連活動によるもの（その収入を得るために支出した金額を差し引いた後の金額）を申告書から抽出転記していただき、その金額を加算した。

2) 院長退職金の積み立て相当額

勤務医その他の給与所得者においては、退職時に退職金が支払われるのが一般的である。退職金は給与所得者の「年収」とは別枠で勤務先（雇用主）が積み立ててくれている。これに対し、事業者である個人開業医は、自分で自分に退職金を支払うことはできない。退職金に相当するリタイア後の生活資金は、毎年の所得の中から積み立てておかなければならない。

そこで、今回の分析では給与所得者と比較可能な「手取り年収」を算出するため、院長退職金の積み立て相当額を見積もり計算し、これを減算した。

院長退職金の積み立ては、開業後 30 年間で 2,700 万円を積み立てる、という前提で見積もり計算した。詳細は以下の通りである。

積立期間

積立期間を 30 年と置いた根拠は、一般企業等でも退職金の算定基礎期間は入社 3 年目前後から定年退職までの 30 年前後であり、それ以降は（仮に嘱託などで継続勤務した場合でも）退職金の算定基礎期間とはならないのが一般的と考えられるためである。

例えば、40 歳で開業した個人開業医のケースでは、70 歳までの 30 年間で退職金の算定基礎期間と仮定した。すなわち、「手取り年収」の計算上は、開業後年数が 30 年以内の客体についてのみ退職金積み立てを減算し、開業後年数が 31 年以上の客体については既に退職金は積み立て済みと考えて、減算していない。

積立額

積立額を 2,700 万円と置いた根拠は、平成 11 年度全国病院管理学会の調査から勤続 30 年の勤務医師の平均退職金額と同等の金額とすることにより、後述する勤務医師との「手取り年収」の比較をより妥当ならしめるためである。

現在価値換算利率

上記の積立額 2,700 万円を単純に積立期間 30 年で割ると、年間積立額は 90 万円となるが、積み立てる 30 年の間に金利がつくため、これを織り込む必要がある。今回の分析に当たっては、調査を実施した 2007 年 7 月時点の 10 年国債の利回り（税引き後）に相当する年利率 1.5% で現在価値に換算した。

年間積立額

上記 から により、30 年間で将来価値が 2,700 万円となるように、各年 1 回年末に積み立てを行い、年利率 1.5% で運用すると仮定した場合、年間積立額の現在価値は 719,258 円となる。さらに開業後 30 年以上経過した積立不要のケースを含む全客体の年間平均積立額は 480,845 円となった。

3) 社会保険料、所得税・住民税

社会保険料

社会保険料の金額は、例えばその人が政管健保に加入しているか医師国保に加入しているかによって保険料が異なる。本調査・分析では、税務申告上の社会保険料控除の金額を客体ごとに調査し、これを控除した。税務申告上の社会保険料控除は、その年に実際に支払った社会保険料（健康保険料、介護保険料、公的年金保険料）の総額である。

所得税・住民税

所得税・住民税の計算は、まず、その客体の総所得に対する税額を計算し、次に、その税額のうち医療・介護関連活動にかかる税額を一定のルールで求めた。

まず、総所得に対する税額は、税務申告上の課税所得金額をもとに、平成 18 年分の所得税・住民税の税率を適用して算定した。住民税については、税率は標準税率とし、均等割は僅少なため考慮外とした。

その際、所得控除（社会保険料控除、扶養控除、基礎控除など）は織り込み済みであるが、住宅ローン控除のような各人の個別事情による税額控除および、定率減税（特別措置による減税で平成 18 年で廃止）については織り込んでいない。

以上の税額計算方法は、後述する給与所得者の公表年収データから「手取り年収」を計算するための税額計算においても同様である。

次に、医療・介護関連以外の所得、例えば、不動産賃貸や不動産売却による所得がある場合、その客体の税額が極端に高くなったり、（赤字の場合）低くなったりすることがある。したがって、後述する給与所得者との比較を適正に行なうためには、医療・介護関連以外の所得による影響を排除した税負担額を算定する必要がある。

そこで、一定のルールによって、総所得に対する税額のうち医療介護関連活動に係る税額を抜き出した。そのルールは以下の通りである（表 4 参照）。

- ・ 医療介護関連所得とその他の所得がいずれもプラスの場合には、総所得に対する税額を、それぞれの所得額で按分する。
- ・ 医療介護関連所得はプラスで、その他の所得はゼロ以下の場合には、総所得に対する税額（その年分に負担した税額）はすべて（100%）医療介護関連活動から生じた税額とする。
- ・ 医療介護関連所得がゼロ以下の場合には、その他の所得がプラスか否かにかかわらず、医療介護関連活動から生じた税額はゼロ。

なお、事業税は、既に支払った税額が控除されて事業所得が計算されているため、「手取り年収」を計算するにあたって改めて事業所得から差し引くことはしていない。

表 4 医療・介護関連活動にかかる所得税・住民税の考え方

ケース区分		医療・介護関連活動にかかる 所得税・住民税
医療関連所得・ その他所得とも にプラス		$\text{所得税・住民税} \times \frac{\text{医療関連所得} + \text{その他所得}}{\text{医療関連所得} + \text{その他所得}}$
医療関連所得 はプラス その他所得は ゼロ以下		$\text{所得税・住民税} \times 100\%$ (課税所得がなければゼロ)
医療関連所得* がゼロ以下		ゼロ

* 医療関連所得・・・事業所得、給与所得、雑所得のうち医療・介護関連活動から生じるものを、便宜的に「医療関連所得」と表記したもの。

4) 借入金返済および設備投資支出額

借入金の元本返済純額

借入金の返済については、平成 18 年中に行なった元本返済の純額をマイナスした。すなわち、同年中の借入金の元本返済額をマイナスし、同年中の借入金の新規調達額をプラスした。

なお、支払利息はすでに事業所得の計算上引かれているので、あらためて調整する必要はない。

設備投資額

設備投資のための支出については、平成 18 年中の設備取得価額(建物、医療用機器設備、その他有形固定資産)をマイナスした。土地については、その人の恒久的財産となるので、土地取得のための支出額は「手取り年収」の計算上、減算はしていない。

以上 を通して、新規調達額の方が大きく差し引き純増の場合には、借入金が増えただけであるので、これを手取り年収の計算上、加算はしない。例えば全額借入で医療機器を取得した場合には、その時点では「手取り年収」の金額には影響せず、その借入金の元本を返済した年に「手取り年収」が減少する。

以上、本調査データに基づき、1) から 4) までのプロセスを経て、個人開業医の「手取り年収」を算定した。

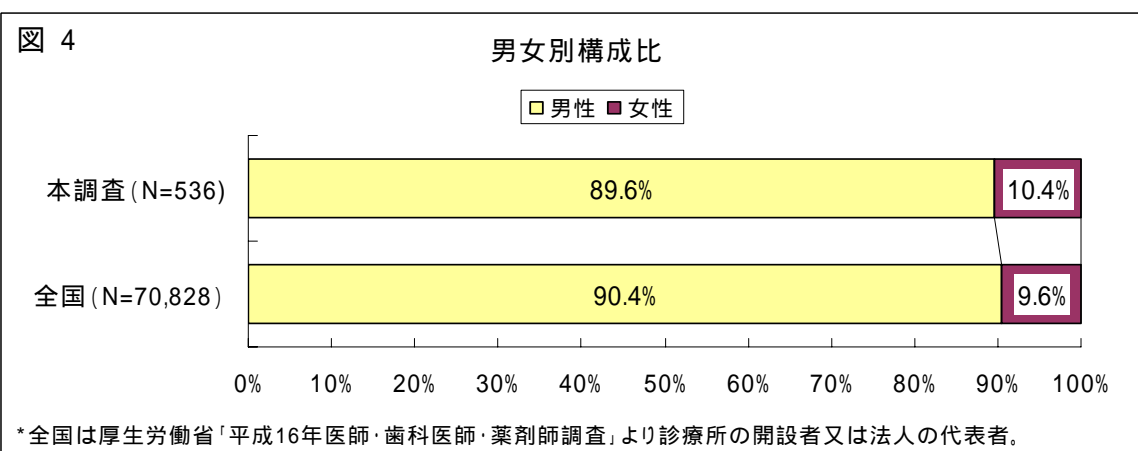
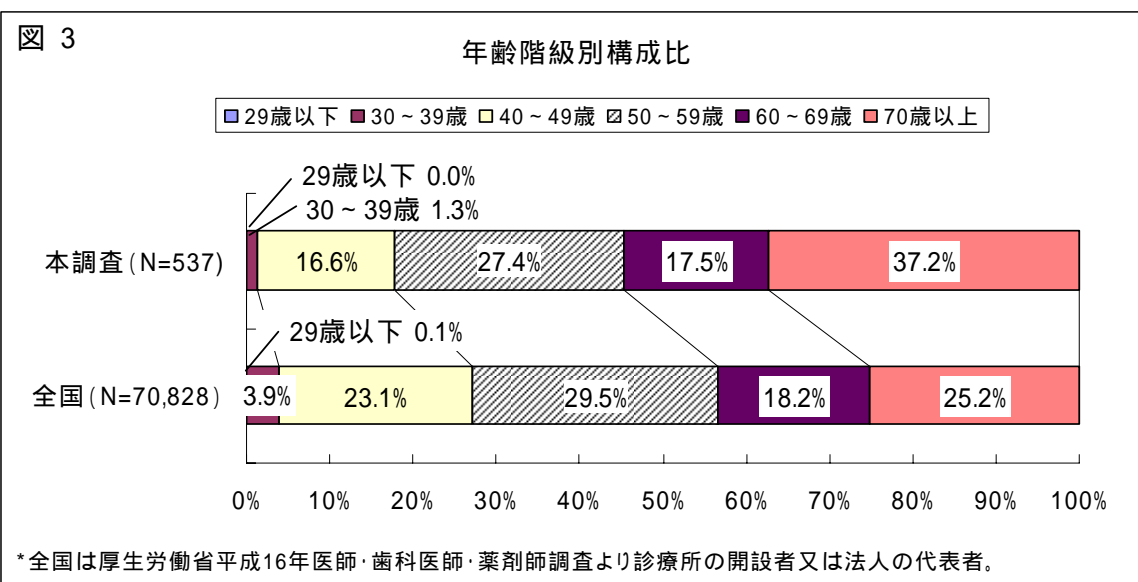
3. 調査結果

(1) 客体のプロフィール

1) 開設者の年齢別・男女別構成比

本調査客体（有効回答、以下同じ）の年齢階級別構成比をみると、49歳以下の構成比が全国に比べて9.2ポイント（本調査17.9%、全国27.1%）低く、70歳以上の構成比が12.0ポイント高かった。

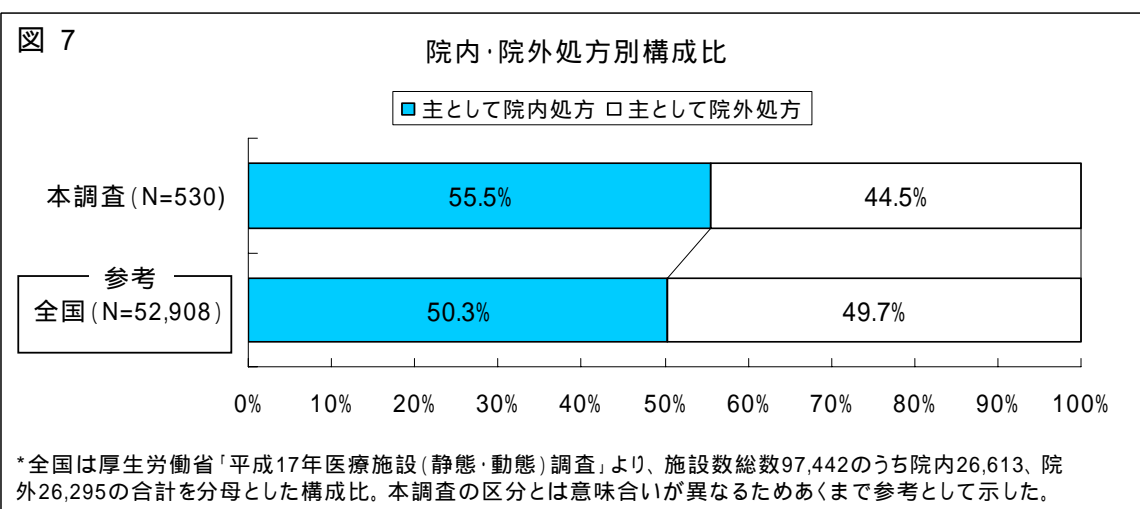
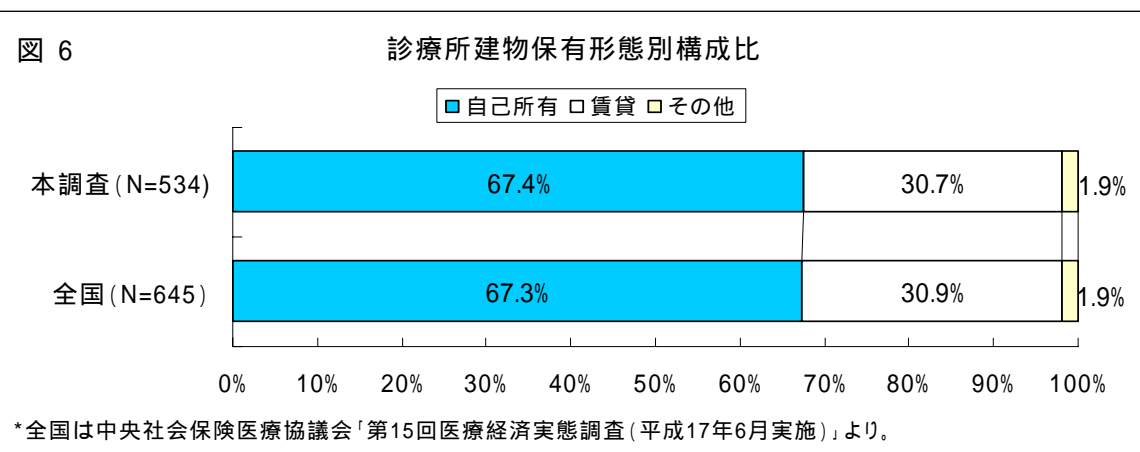
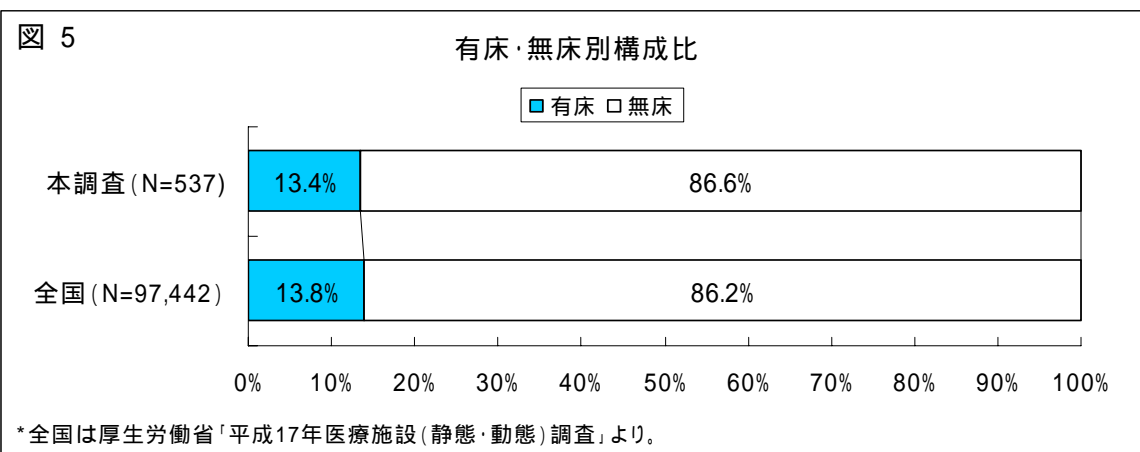
男女別では女性の構成比が全国に比べてわずかに高いものの、差は1ポイント未満であった。



2) 診療所の属性別構成比

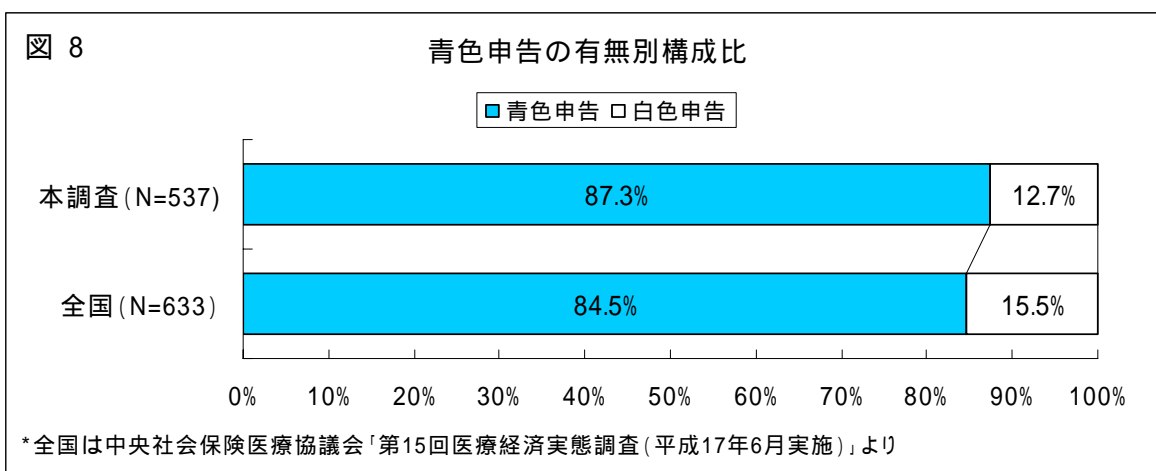
有床無床別の構成比、および診療所建物の所有形態別構成比は、全国の構成比とほとんど差がなかった。

院内・院外処方別では、「主として院内処方」の構成比が若干高かった。



3) 青色・白色申告別構成比

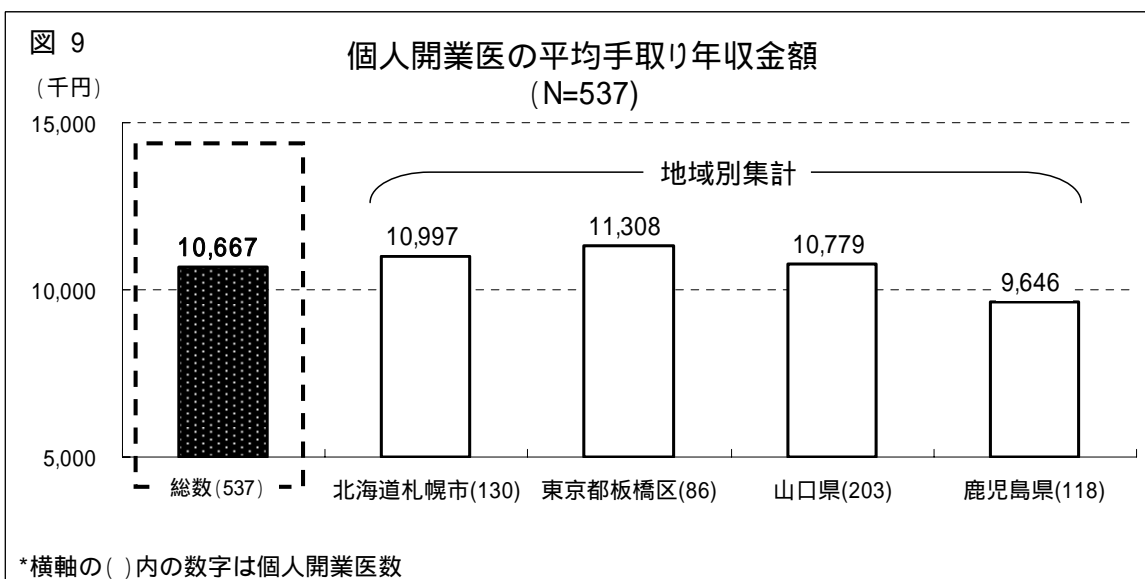
確定申告の区分が青色申告か白色申告かでみると、本調査客体は青色申告者の構成比が全国に比べて2.8ポイント高かった。本調査の調査票には、確定申告書および決算書（または収支内訳書）から転記していただく項目の他に、借入金の調達額、返済額、設備投資額のように、申告書以外の帳簿書類を確認しなければ記入できない項目もあった。そのため、帳簿の記載・保存が必ずしも完全でない白色申告者にとっては若干回答しづらかった可能性もある。



(2) 個人開業医の手取り年収

1) 総客体的手取り年収概括

有効回答を得た個人開業医 537 名の平均手取り年収は 1,067 万円であった。



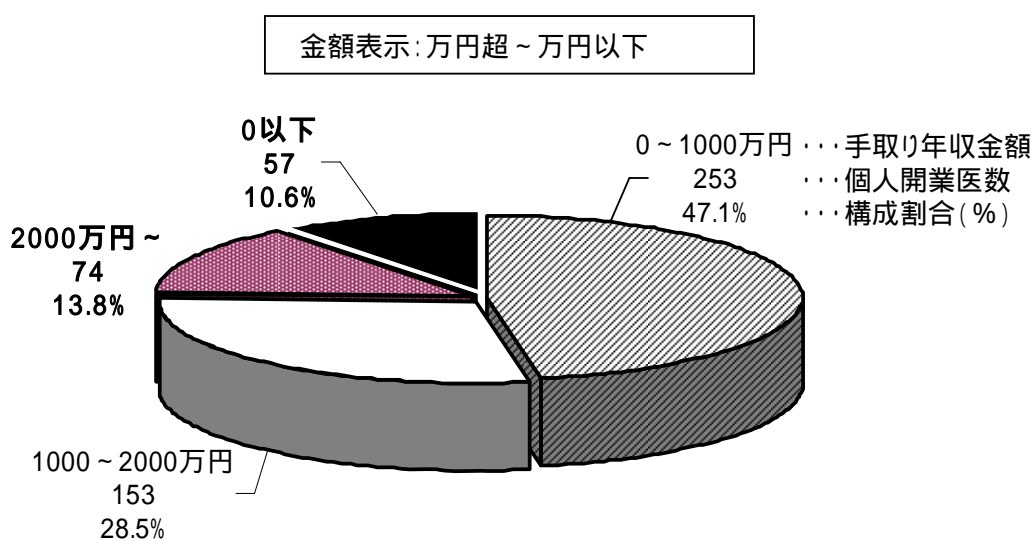
調査を実施した地域ごとにみると、東京都板橋区、北海道札幌市、山口県、鹿児島県の順に高く、鹿児島県では1,000万円を割り込む結果であった。

個人開業医のうち、57.7%が手取り年収 1,000 万円以下であった（ゼロ以下 10.6%、0 円超 1,000 万円以下 47.1%）。逆に、2,000 万円を超える人は 13.8%であった。

また、設備投資の支出や、もともとの業績不振などで、手取り年収がマイナス（0 以下）の客体が 10.6%あったことも見逃せない。手取り年収がマイナスとなった客体 57 件の内訳は、医療・介護関連活動のキャッシュフローが（借入返済・設備投資関連支出前で既に）マイナスのもの 20 件、借入返済・設備投資関連支出によりマイナスになったもの 37 件であった。

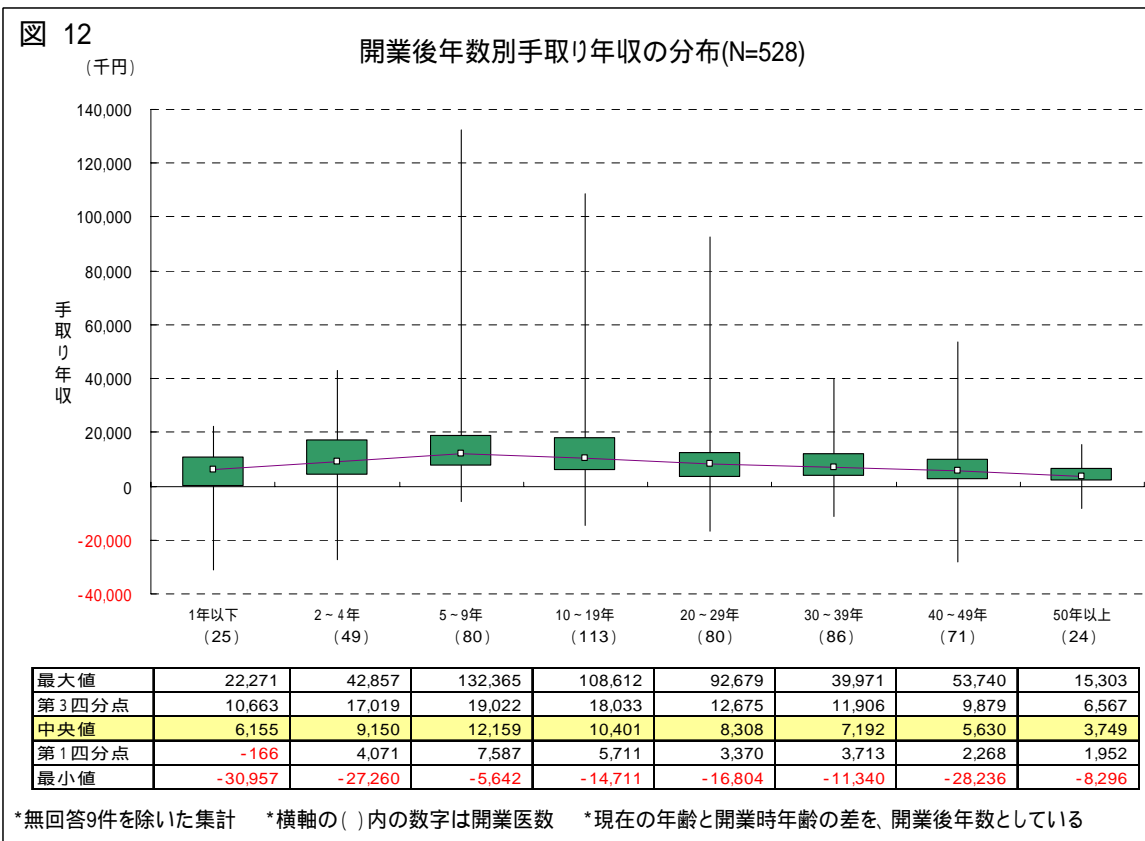
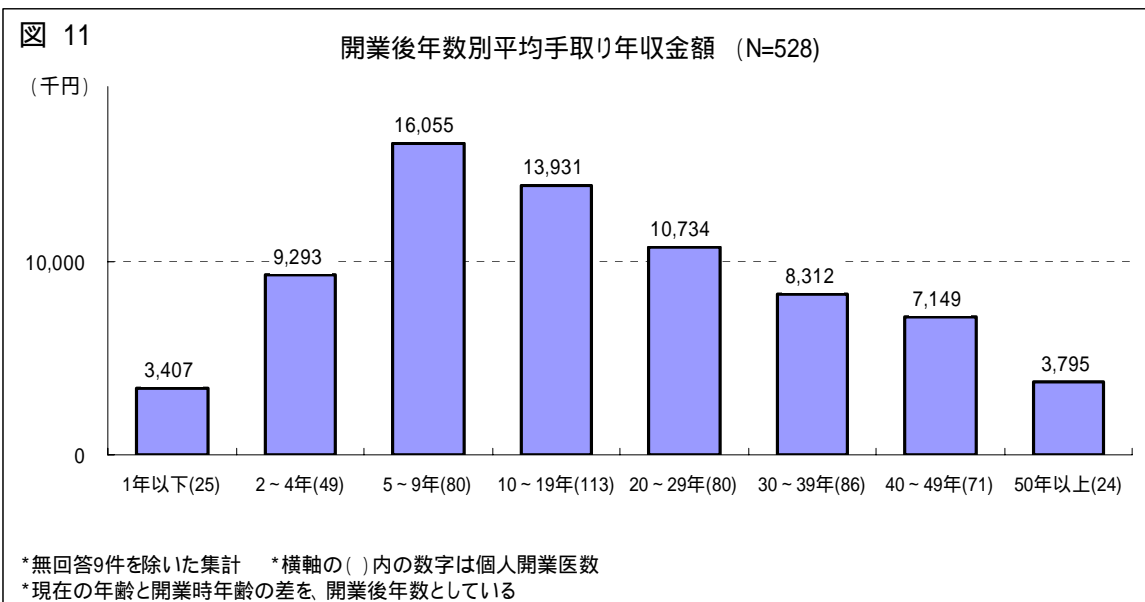
図 10

個人開業医の手取り年収の分布 (N=537)



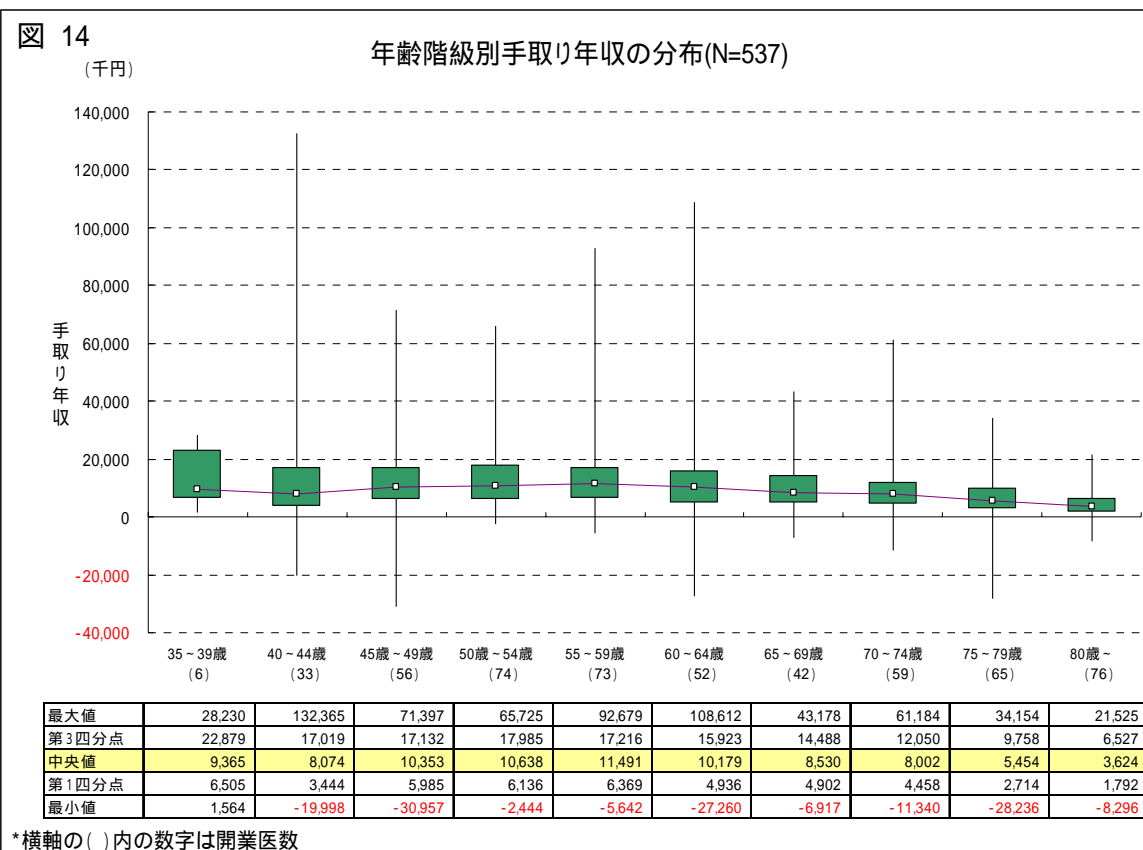
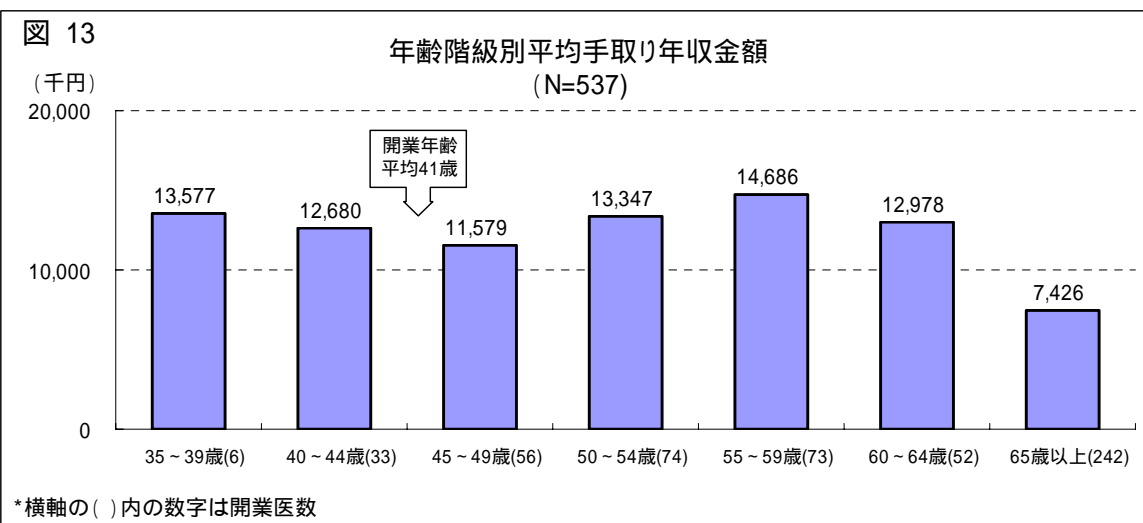
2) 開業後年数別手取り年収

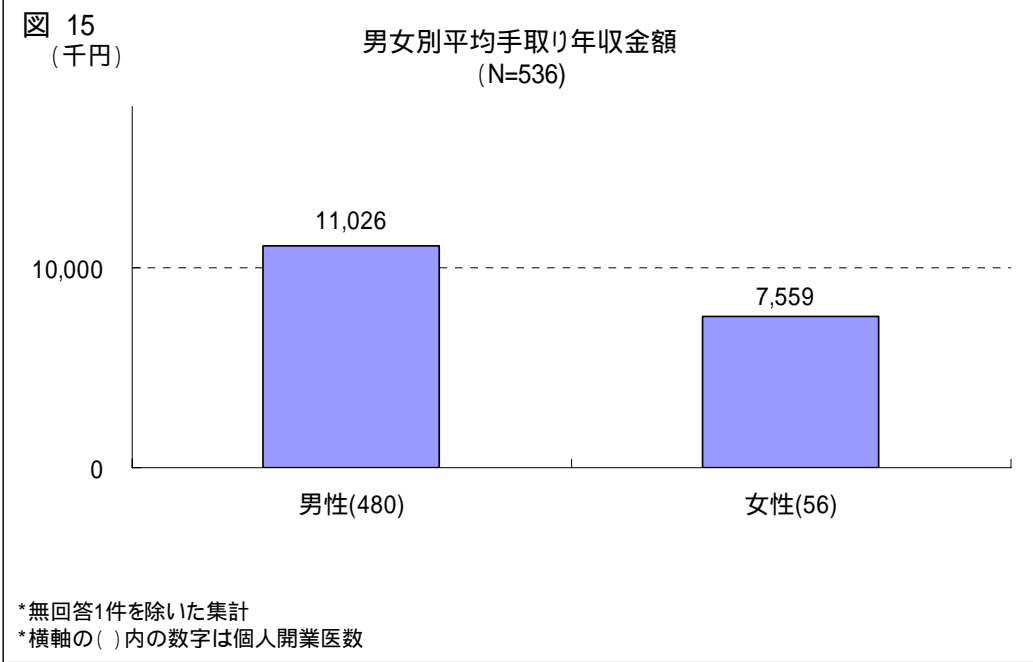
開業後年数別にみると、開業後5年～9年の手取り年収が約1,600万円でピークとなり、逆に、開業5年未満および30年以上では1,000万円を割り込んでいる。



3) 開設者の年齢別・男女別手取り年収

年齢別では55～59歳がもっとも高く、平均1,469万円、中央値1,149万円であった。中央値でみると、44歳以下および65歳以上はいずれも1,000万円未満であった。なお、調査客体によって開業年齢が異なるため、開設者の年齢と手取り年収の間には、前出、開業後年数別のような明確な関係は見られなかった。男女別では、男性が女性を350万円弱上回っている。





4) 診療所の属性別手取り年収

主たる診療科別

主たる診療科別にみると、客体数の多い内科の平均が、全体の平均に近似した結果となった。内科以外の診療科については客体数は少ないが、中央値で1,000万円を上回ったのは精神科と耳鼻咽喉科だけであった。

内科、精神科、眼科は、極端に手取り年収の高い一部の客体が平均を押し上げている。

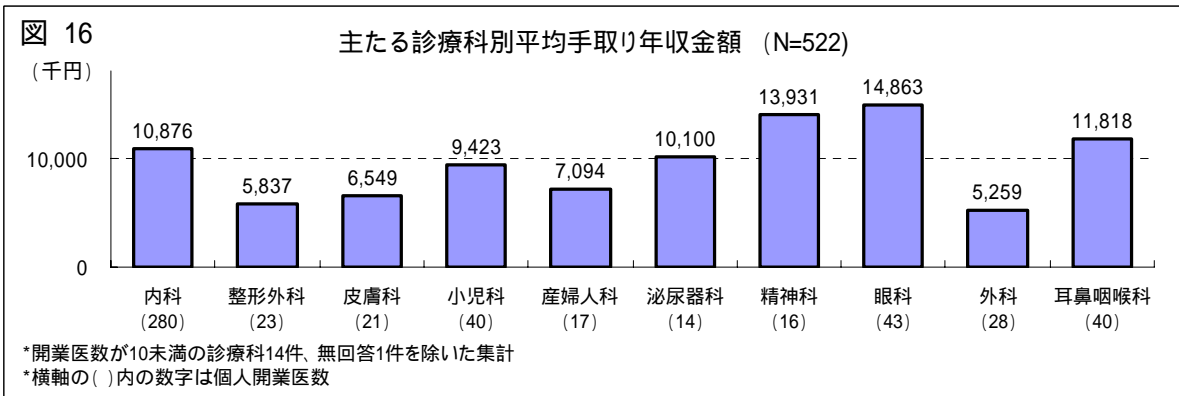
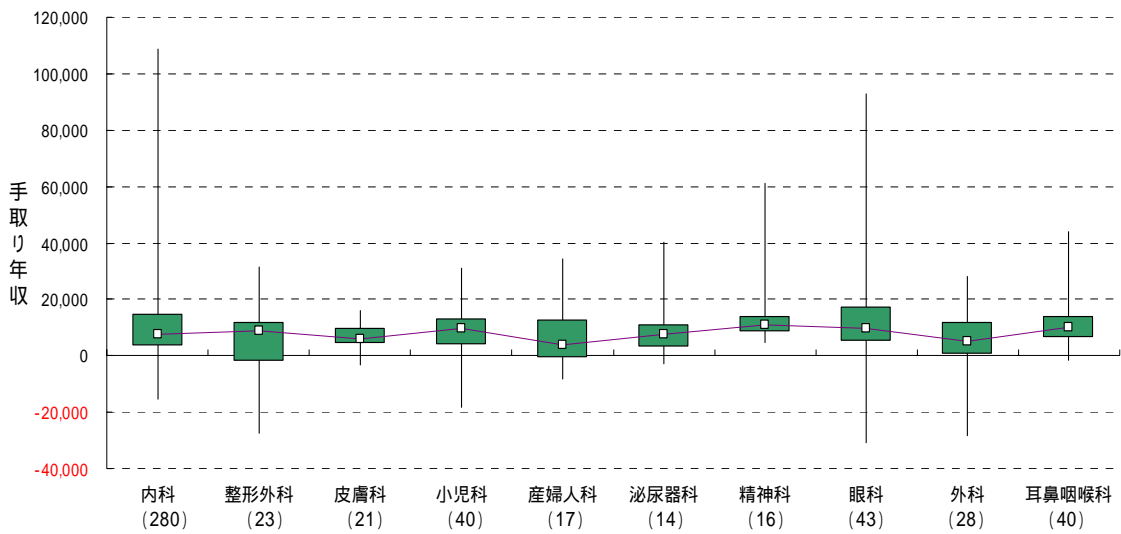


図 17
(千円)

診療科別手取り年収の分布 (N=522)



最大値	108,612	31,602	15,896	30,909	34,154	40,383	61,184	92,679	28,230	43,989
第3四分点	14,865	11,893	9,556	12,847	12,832	11,174	13,692	17,277	11,806	13,714
中央値	7,721	8,779	6,028	9,567	4,006	7,736	11,117	9,845	5,029	10,090
第1四分点	3,644	-2,009	4,371	4,061	-618	3,207	8,571	5,214	427	6,478
最小値	-15,389	-27,260	-3,215	-18,208	-8,296	-2,662	4,786	-30,957	-28,236	-1,671

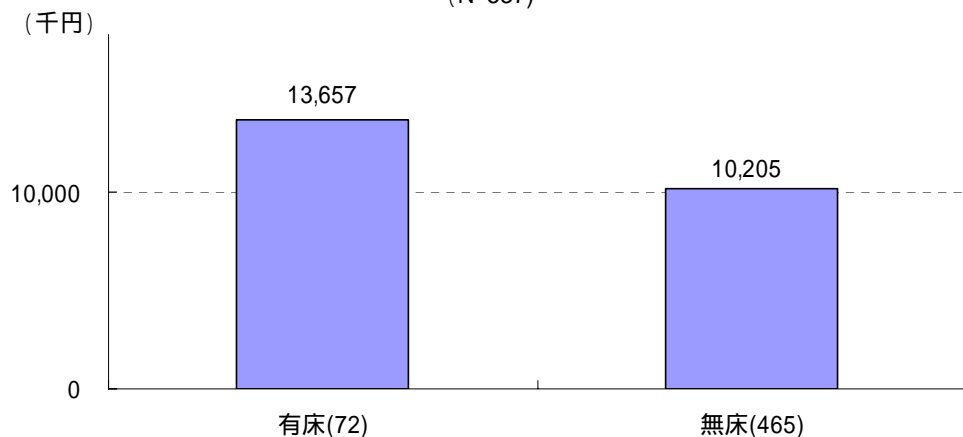
*開業医数が10未満の診療科14件、無回答1件を除いた集計 *横軸の()内の数字は個人開業医数

有床・無床別

無床診療所より有床診療所の個人開業医の方が、手取り年収が高かった。

図 18

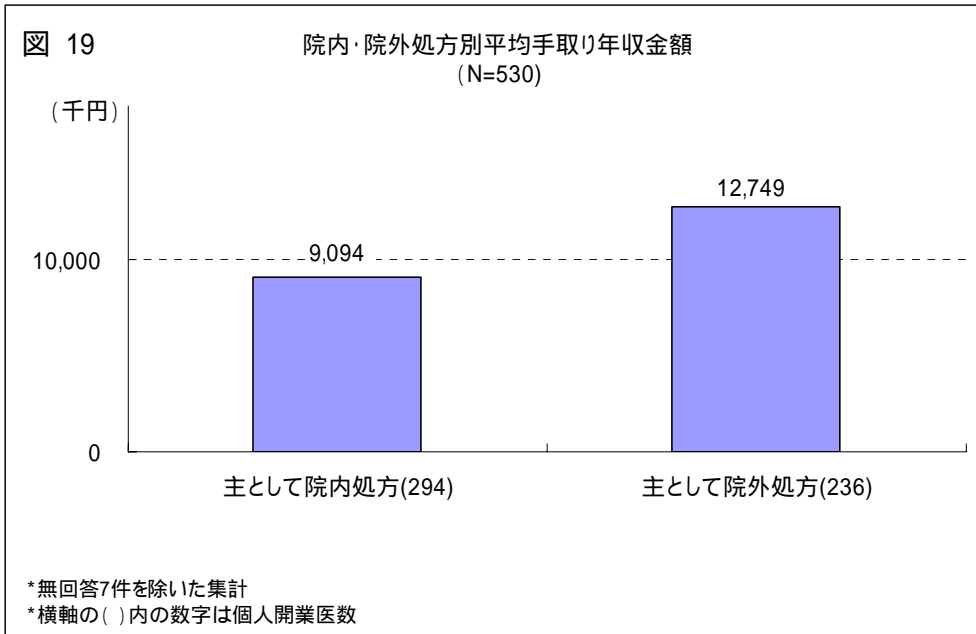
病床の有無別平均手取り年収金額
(N=537)



*横軸の()内の数字は個人開業医数

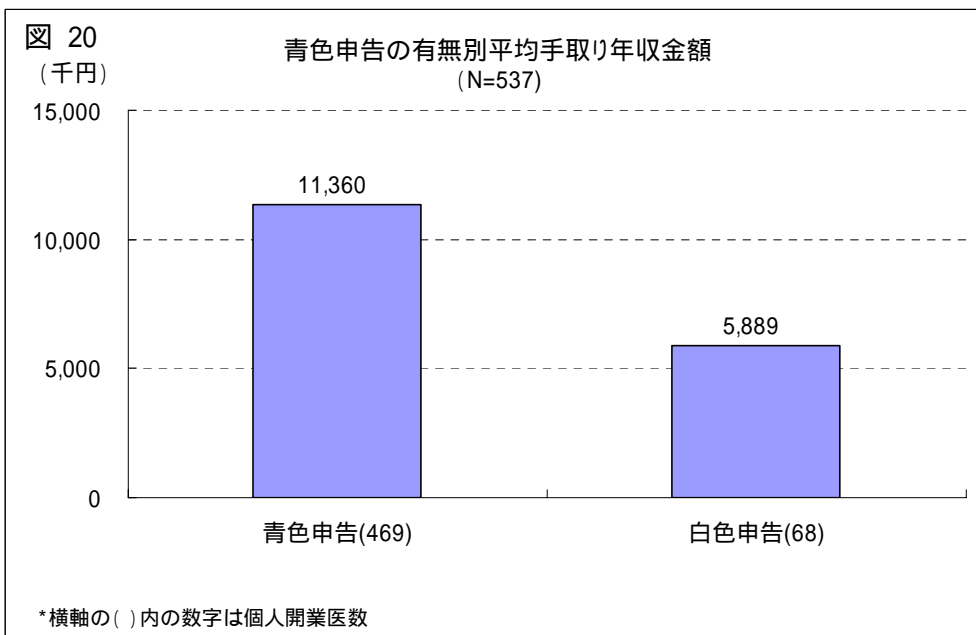
院内・院外処方別

院内処方より院外処方の個人開業医の方が、手取り年収が高かった。



5) 青色・白色申告別手取り年収

白色申告より青色申告の個人開業医の方が、手取り年収が高かった。



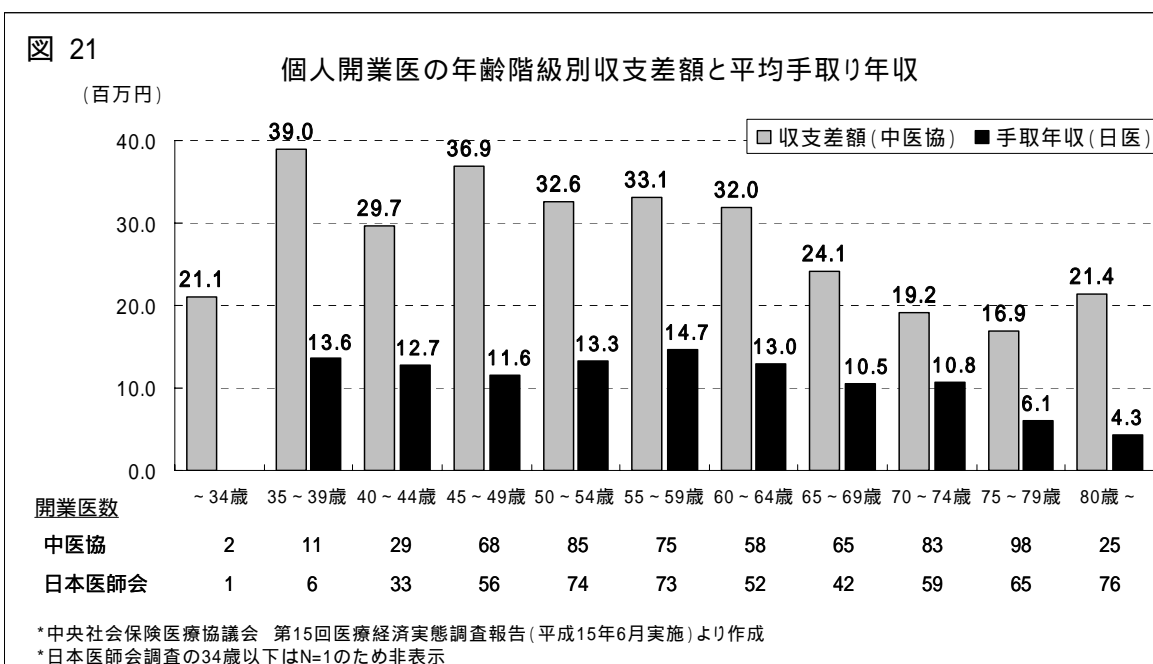
(3) 既存公表資料との比較

1) 中医協調査との比較

平成 17 年 6 月に実施された中医協「医療経済実態調査」によると、個人開業医の収支差額は 228.7 万円である。同調査は 6 月分単月の調査であり、必ずしも 6 月に計上されない費用（賞与、事業税、固定資産税、諸会費、保険料など）が漏れてしまう可能性がある。

このような調査の結果である 1 ヶ月分の収支差額を単純に 12 倍（228.7 万円 × 12 か月 = 2,744 万円²）して、それを個人開業医の「年収」であるかのようにサラリーマンと比較して論じることは、極めて不適切と言わざるを得ない。

中医協の平成 17 年 6 月調査では年齢階級別収支差額が公表されていないため、その前の平成 15 年 6 月調査の結果を本調査結果と比較してみると、中医協調査の「収支差額」と本調査による「手取り年収」では、各年齢階級で既ね 2 倍以上の開きがある（図 21）。中医協の調査に基づいて個人開業医の所得を給与所得者と比較することは適切でないことがわかる。

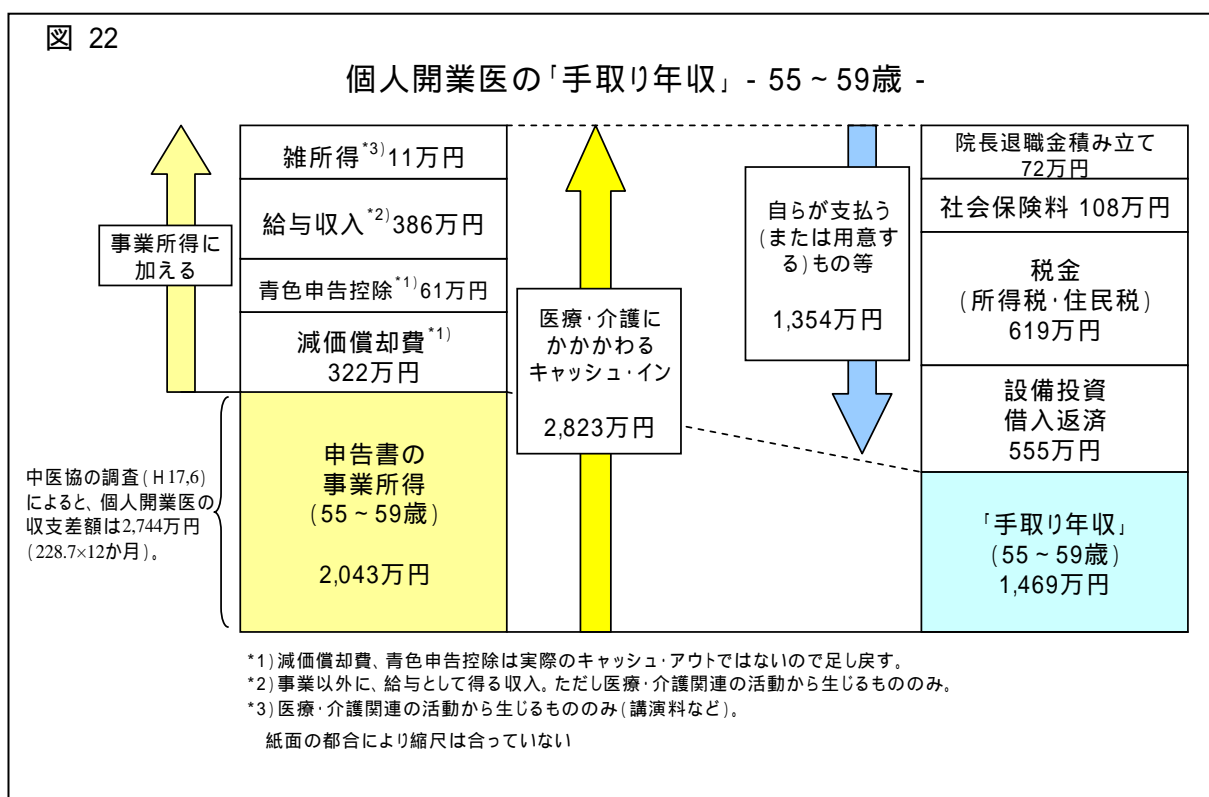


厚生労働省も中医協調査の結果を決して「年収」と発表するわけではなく、利益から税金や社会保険料を支払わなければならないことは、多くの人を理解されていると思われる。しかし、そこには、前述した院長退職金の積立てや借

² 中央社会保険医療協議会 第 15 回医療経済実態調査（平成 17 年 6 月実施）より一般診療所（個人）A 集計の全体の「収支差額」を 12 倍した金額。

入金返済あるいは設備投資のための支出が考慮されていない。特に、借入返済や設備投資は事業者である開業医にとって多大な支出であり、これを無視した議論は、国民に大きな誤解を与え、個人開業医に対する誤った評価につながりかねない。

ここに、開業医の平均年齢が 59.4 歳³であることから、本調査における 55～59 歳のデータで示すと、個人開業医は事業所得としては 2,043 万円あるが、「手取り年収」は 1,469 万円であった。ちなみに、55～59 歳は本調査結果で最も所得の高い年齢階級である。



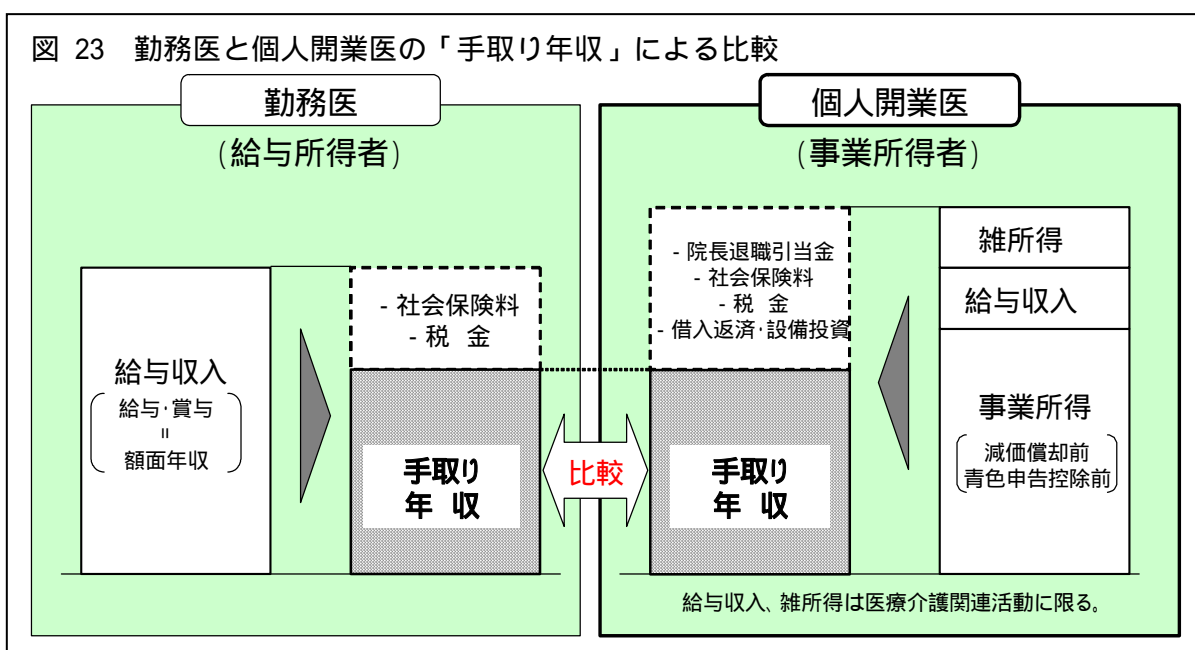
³ 厚生労働省「平成 16 年医師・歯科医師・薬剤師調査」より、診療所の開設者(法人代表者も含む)の平均年齢。

2) 勤務医師との比較

平成 18 年賃金構造基本統計調査の勤務医師⁴のデータを基に、勤務医師の手取り年収を算定し、本調査結果との比較を試みた。

既述の通り、給与所得者である勤務医師と事業所得者である個人開業医の所得水準を比較することは、「手取り年収」を用いてはじめて可能となる。

勤務医師については、上記調査による年齢階級別の月額給与および年間賞与から額面年収⁵を計算し、社会保険料⁶と税金⁷を控除した年齢階級別の手取り年収を求めた上で、全年齢階級を加重平均した手取り年収を求めた。



平均手取り年収は、個人開業医が 10,667 千円、勤務医師が 8,043 千円であった。ただし、このような単純な比較は、以下の理由で意味がない。

すなわち、一定の勤務期間を経て開業するという医師のキャリアパスを考えれば当然であるが、勤務医の平均年齢 41.2 歳に対して個人開業医の平均年齢は 63.2 歳であった。

そもそも勤務医師の平均年齢 41.2 歳に対し、本調査における客体の開業時の年齢は平均 41.1 歳であった。このことから明らかなように、両者の年齢構

⁴ 厚生労働省「平成 18 年賃金構造基本統計調査」より全事業所規模の勤務者のデータ。

⁵ きまって支給する給与（所定外給与を含む）× 12 + 賞与とその他特別給付額 = 額面年収

⁶ 社会保険料率は、健康保険 8.2%、厚生年金 14.6%、介護保険 1.2%（40～64 歳）の各 2 分の 1、雇用保険 0.8%。

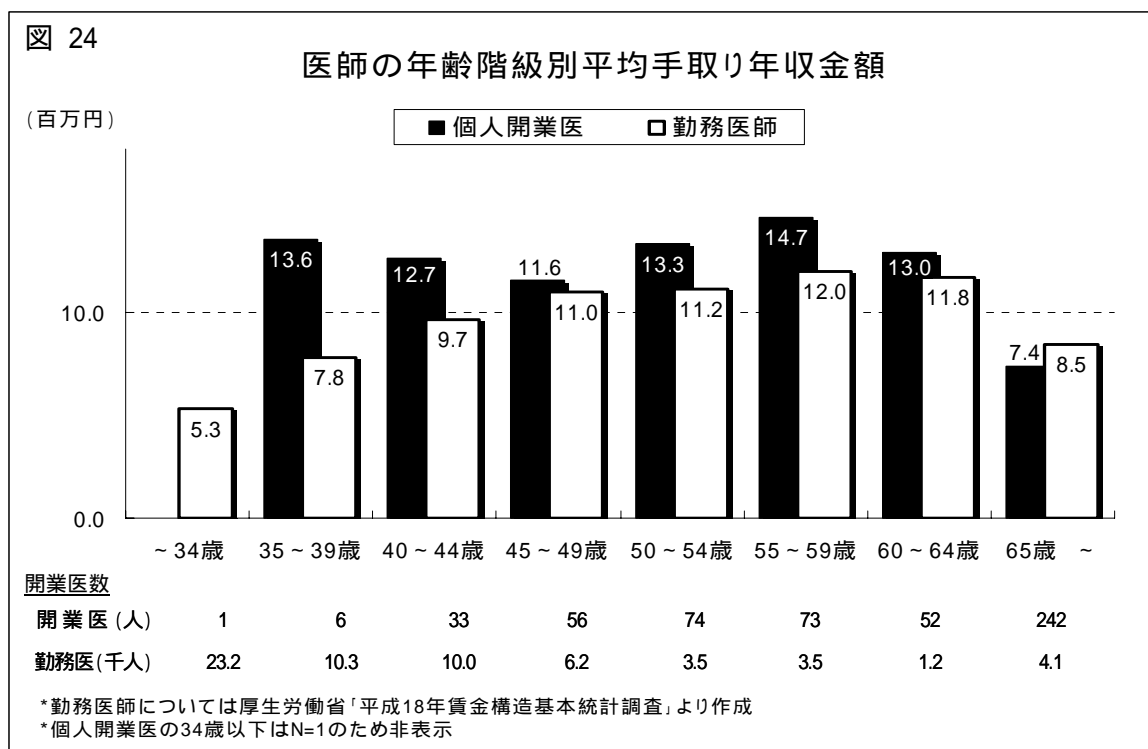
⁷ 給与所得以外の所得はないものとし、国税庁統計年報書（平成 17 年度版）より所得階級別の所得控除額を適用して計算した所得税・住民税。定率減税と住民税均等割は考慮外。

成が大きく異なることは構造的に避けがたい。

実際に、勤務医師の平均年収を引き下げているのは30歳代の医師であるが、個人開業医の中には30歳代の医師はほとんどいない（今回の有効回答537のうち30歳代の医師は7人）。

このようなことから、医師のキャリアパスを無視した平均同士の単純な比較には、ほとんど意味がない。

そこで、年齢階級ごとに平均手取り年収を比較した結果が図24である。35歳～64歳までのいずれの年齢層でも、個人開業医が勤務医師を上回っていた。最も手取り年収が高い55～59歳の平均手取り年収は個人開業医1,469万円、勤務医師1,204万円、その差は265万円であった。次いで手取り年収が高い50～54歳では勤務医師との差は216万円と縮まり、45～49歳では差は56万円しかなかった。



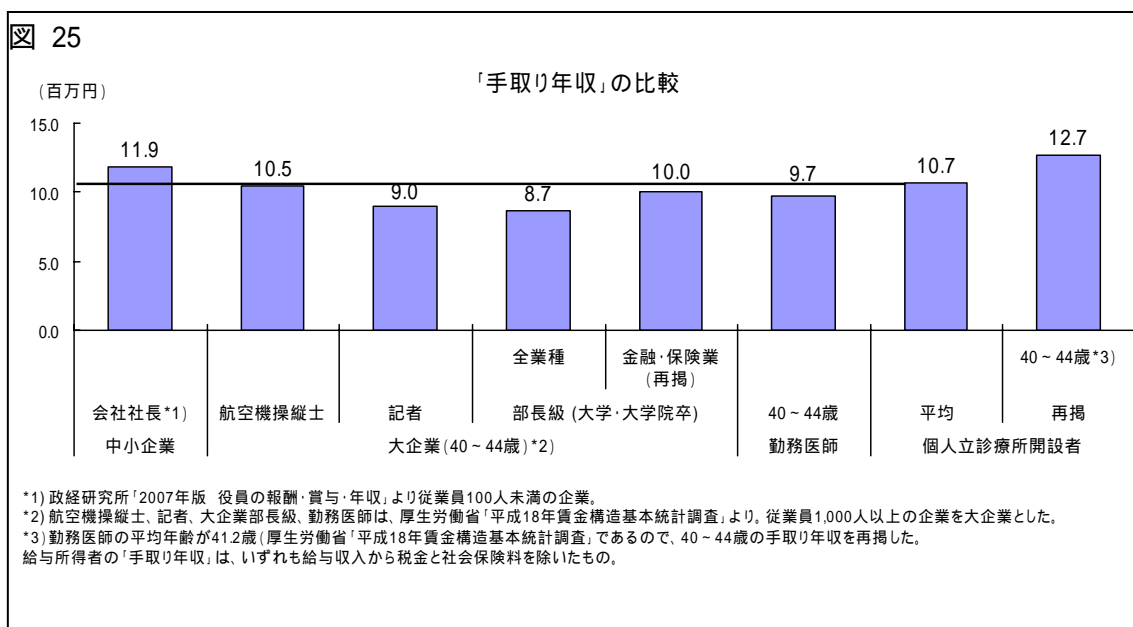
3) 他職種等との比較

今回調査した個人開業医の手取り年収は、自らのリスクで事業を行っている中小企業の会社社長と比較すると、どちらが高いのだろうか。また、医師以外の職種で言えば、どのような職種のどのような年齢の人に近似しているのだろうか。

そのような観点から、中小企業の会社社長⁸、および大企業の給与所得者⁹との比較を試みた。

個人開業医の手取り年収の平均は10.7百万円であったが、中小企業の社長の平均11.9百万円を下回っていた。また、個人開業医の平均手取り年収は、大企業の40～44歳の航空機操縦士にほぼ相当する水準であった¹⁰。

上記では従業員100人未満の企業を中小企業としたので、個人診療所（有床診療所、無床診療所）よりも相対的に事業規模が大きい企業が対象になっている可能性がある。したがって、この結果だけをもって、個人開業医の年収は中小企業の社長よりも低い、と単純に一般化することはできない。しかし、少なくとも、従業員を雇用し、事業者としての様々なリスクを抱えている個人開業医が、不相当に高い所得を得ているといった評価があるとするれば、それは改められなければならないだろう。



⁸ 政経研究所「2007年版 役員の報酬・賞与・年収」より100人未満の企業の社長。

⁹ 厚生労働省「平成18年賃金構造基本統計調査」より、常用労働者1000人以上の企業に勤務する常用労働者。

¹⁰ 手取り年収の算定のための額面年収、社会保険料、税金については「2) 勤務医師との比較」と同様の方法で計算。

4 . 考察

まず、本調査の方法および客体の特徴を以下にまとめてみる。

本調査・分析は、個人開業医の所得水準について、事業所得だけでなく、給与収入や雑所得を含めた、医師としての活動全体を捉え、逆に、医師としての活動に無関係の副収入(例えば不動産賃貸所得など)の影響は排除したうえで、給与所得者と比較可能な形で提示した点で、意味のあるデータであると考えられる。

また、調査票への記入方法は、可能な限り確定申告書からの転記を中心としているため、アンケート調査に起こりがちな用語解釈の曖昧さを極力排除することができた点も、本調査の特長である。

他方で、本調査結果を評価する上で、一定の限界を認識しておく必要もある。たとえば、本調査は緊急性を重視した地域限定の調査であり、決して客体数の多いものではない(N=537)。有効回答率も35.1%と決して高いものではない。もっとも、回答率については、記名式の所得調査という性格上、昨今の個人情報に対する意識の高まりを考えれば、ある程度やむをえないと言える。

有効回答のなかでは、年齢構成に若干の偏りが認められ、70歳以上の割合が37.2%と高かった(厚生労働省「平成16年医師・歯科医師・薬剤師調査」では70歳以上は25.2%)。開業医も高齢になれば、体力の低下にとともに、診察できる患者数も減少せざるを得ず、所得も減少する。したがって、本調査結果の、特に全体の平均手取り年収(10,667千円)の解釈にあたっては、若干の注意が必要といえるだろう。その観点から、公平な解釈に資するため、年齢階級別や開業後年数別の平均値および分布を本文中に明記した。

また、本調査は、個人開業医の所得(あるいは年収)に関する誤った評価の是正を目的として実施したものであることから、調査対象は個人開業医のみで、すでに医療法人化した医師(理事長)は含まれていない。したがって、本調査結果を法人化した医師をも含めて一般化することはできない。

なお、医療法人の理事長報酬は診療報酬改定などによる経営状況の変化を直ちに反映しているとは限らない上、複数診療所や訪問看護ステーションをも経営する場合の経営者報酬が含まれる場合もある。そのため、特に政策の基礎資料として、個人開業医の所得と同列に論じることはできないので、調査対象を個人開業医に限定したこと自体は妥当である。

次に、以上の認識に立った上で、本調査結果を総括してみる。

中医協の医療経済実態調査による個人開業医の収支差額をもとに「月 228 万円の黒字」などと報じられることもあったが、個人開業医の手取り年収を調査した結果は、平均 1,067 万円であり、最も高い 55～59 歳でも 1,469 万円であった。また、全体の 57.7%が手取り年収は 1,000 万円以下であり、一方、2,000 万円を超える人は 13.8%にとどまっていた。

中医協の上記調査結果はあくまで 1 ヶ月分の収支差額として公表されている。それにもかかわらず、従来、個人開業医と給与所得者の所得を適切に比較できるデータがないことから、それを 12 倍した金額を、あたかも個人開業医の「年収」であるかのごとく、給与所得者と比較して論じられることがあった。しかし、そのような比較は不適切であり、大きな誤解を招いている。

個人開業医の手取り年収を勤務医師と比較すると、45～49 歳で 56 万円高く 1.05 倍、50～54 歳で 216 万円高く 1.2 倍、55～59 歳で 264 万円く 1.2 倍であった。この差が多いか少ないかについては様々な意見があるだろう。しかし、開業医は、借金を背負い、赤字のリスクも抱え、就業補償もないことなどを忘れずに考慮する必要がある。

以上、本調査結果と、個人開業医の地域における社会的役割や、経営責任をはじめとする事業者としての様々なリスクを合わせて考えれば、個人開業医の所得が不相当に高いといった評価（ないしそのような論調）は適切ではないと言えよう。開業医の果たす役割とその報酬について、冷静な評価に基づき、適切な財源配分の議論がなされることを期待するものである。

以上

集計表

- . 客体のプロフィール
- . 個人開業医の手取り年収金額（クロス集計）
- . 個人開業医の建物保有、設備投資状況
- . 勤務医師・他職種等の手取り年収
- . 個人開業医の年齢階級別手取り年収算定要素一覧

. 客体のプロフィール

本調査

全国

年齢区分	N数(人)	構成割合 (%)
29歳以下	0	0.0
30～39	7	1.3
40～49	89	16.6
50～59	147	27.4
60～69	94	17.5
70歳以上	200	37.2
合計	537	100.0

構成割合 (%) ^{*1}
0.1
3.9
23.1
29.5
18.2
25.2
100.0

男女別	N数(人)	構成割合 (%)
男	480	89.6
女	56	10.4
合計	536	100.0

構成割合 (%) ^{*1}
90.4
9.6
100.0

有床・無床別	N数(人)	構成割合 (%)
有床	72	13.4
無床	465	86.6
合計	537	100.0

構成割合 (%) ^{*2}
13.8
86.2
100.0

建物保有形態別	N数(人)	構成割合 (%)
自己所有	360	67.4
賃貸	164	30.7
その他	10	1.9
合計	534	100.0

構成割合 (%) ^{*3}
67.3
30.9
1.9
100.0

院内・院外処方別	N数(人)	構成割合 (%)
主として院内処方	294	55.5
主として院外処方	236	44.5
合計	530	100.0

構成割合 (%) ^{*2}
50.3
49.7
100.0

青色申告の有無別	N数(人)	構成割合 (%)
青色申告	469	87.3
白色申告	68	12.7
合計	537	100.0

構成割合 (%) ^{*3}
84.5
15.5
100.0

*1 厚生労働省「平成16年 医師・歯科医師・薬剤師調査」より 診療所の開設者又は法人の代表者の構成割合

*2 厚生労働省「平成17年 医療施設(静態)(動態)調査」より

*3 中央社会保険医療協議会「第15回 医療経済実態調査(平成17年6月実施)」より

II. 個人開業医の手取り年収金額(クロス集計)

1. 地域別手取り年収金額 (金額単位:千円)

	客体数(人)	構成比(%)	1開業医当り 手取り年収金額
北海道札幌市	130	24.2%	10,997
東京都板橋区	86	16.0%	11,308
山口県	203	37.8%	10,779
鹿児島県	118	22.0%	9,646
合計	537	100.0%	10,667

2. 年齢階級別手取り年収金額 (金額単位:千円)

	客体数(人)	構成比(%)	1開業医当り 手取り年収金額
20～24歳	0	0.0%	-
25～29歳	0	0.0%	-
30～34歳	1	0.2%	-
35～39歳	6	1.1%	13,577
40～44歳	33	6.1%	12,680
45～49歳	56	10.4%	11,579
50～54歳	74	13.8%	13,347
55～59歳	73	13.6%	14,686
60～64歳	52	9.7%	12,978
65歳以上	242	45.1%	7,426
(再掲)65～69歳	42	7.8%	10,523
(再掲)70～74歳	59	11.0%	10,759
(再掲)75～79歳	65	12.1%	6,085
(再掲)80～84歳	63	11.7%	4,048
(再掲)85～89歳	12	2.2%	5,666
(再掲)90～94歳	1	0.2%	1,838
合計	537	100.0%	10,667

*30～34歳の1人当り手取り年収金額は、N=1のため記載していない

3. 開業後年数別手取り年収金額 (金額単位:千円)

	客体数(人)	構成比(%)	1開業医当り 手取り年収金額
1年以内	25	4.7%	3,407
2～4年	49	9.3%	9,293
5～9年	80	15.2%	16,055
10～19年	113	21.4%	13,931
20～29年	80	15.2%	10,734
30～39年	86	16.3%	8,312
40～49年	71	13.4%	7,149
50年以上	24	4.5%	3,795
合計	528	100.0%	

*現在の年齢と開業年齢の差を「開業後年数」とした。

4. 男女別手取り年収金額 (金額単位:千円)

	客体数(人)	構成比(%)	1開業医当り 手取り年収金額
男性	480	89.6%	11,026
女性	56	10.4%	7,559
合計	536	100.0%	

5. 病床の有無別手取り年収金額 (金額単位:千円)

	客体数(人)	構成比(%)	1開業医当り 手取り年収金額
有床	72	13.4%	13,657
無床	465	86.6%	10,205
合計	537	100.0%	10,667

6. 建物の保有形態別手取り年収金額 (金額単位:千円)

	客体数(人)	構成比(%)	1開業医当り 手取り年収金額
自己所有	360	67.0%	10,089
賃貸	164	30.5%	11,839
その他	10	1.9%	11,776
無回答	3	0.6%	—
合計	537	100.0%	10,667

7. 建物床面積別手取り年収金額 (金額単位:千円)

	客体数(人)	構成比(%)	1開業医当り 手取り年収金額
100㎡未満	96	17.9%	9,599
100㎡以上 200㎡未満	170	31.7%	10,331
200㎡以上 500㎡未満	152	28.3%	10,866
500㎡以上 1000㎡未満	50	9.3%	10,581
1000㎡以上 2000㎡未満	18	3.4%	18,799
無回答	51	9.5%	—
合計	537	100.0%	10,667

8. 院内・院外処方別手取り年収金額 (金額単位:千円)

	客体数(人)	構成比(%)	1開業医当り 手取り年収金額
主として院内処方	294	55.5%	9,094
主として院外処方	236	44.5%	12,749
合計	530	100.0%	

9. 主たる診療科別手取り年収金額 (金額単位:千円)

	客体数(人)	構成比(%)	1開業医当り 手取り年収金額
内科	280	53.6%	10,876
整形外科	23	4.4%	5,837
皮膚科	21	4.0%	6,549
小児科	40	7.7%	9,423
産婦人科	17	3.3%	7,094
泌尿器科	14	2.7%	10,100
精神科	16	3.1%	13,931
眼科	43	8.2%	14,863
外科	28	5.4%	5,259
耳鼻咽喉科	40	7.7%	11,818
合計	522	100.0%	

10. 青色申告の有無別手取り年収金額 (金額単位:千円)

	客体数(人)	構成比(%)	1開業医当り 手取り年収金額
青色申告	469	87.3%	11,360
白色申告	68	12.7%	5,889
合計	537	100.0%	10,667

11. 家族構成別手取り年収金額 (金額単位:千円)

	客体数(人)	構成比(%)	1開業医当り 手取り年収金額
本人のみ(独身)	39	7.3%	10,077
夫婦二人	246	45.8%	10,211
夫婦と子ども	186	34.6%	10,941
夫婦と子ども 子どもと夫婦の親(3世帯)	23	4.3%	17,992
夫婦と夫婦の親	11	2.0%	15,903
その他	32	6.0%	6,243
合計	537	100.0%	10,667

12. 本人、配偶者の就労状況別手取り年収金額 (金額単位:千円)

	客体数(人)	構成比(%)	1開業医当り 手取り年収金額
本人のみ	231	43.2%	9,655
夫婦共働きで、配偶者はフルタイム勤務	187	35.0%	12,453
夫婦共働きで、配偶者はパートタイム勤務	83	15.5%	10,804
その他	34	6.4%	7,840
合計	535	100.0%	

13. 設備投資の状況別手取り年収金額

(金額単位:千円)

平成18年 設備投資の有無、金額	客体数(人)	構成比(%)	1開業医当り 手取り年収金額
設備投資等あり			
100万円未満	53	9.9%	12,685
100万円以上 500万円未満	71	13.2%	14,105
500万円以上 1000万円未満	23	4.3%	12,867
1000万円以上 5000万円未満	29	5.4%	7,852
5000万円以上	16	3.0%	3,469
	192	35.8%	11,734
設備投資等なし	318	59.2%	9,812
わからない	27	5.0%	13,165
合計	537	100.0%	10,667

14. 手取り年収階級別個人開業医数の分布

	客体数(人)	構成比(%)
0円以下	57	10.6%
0円超 500万円以下	121	22.5%
500万円超 1000万円以下	132	24.6%
1000万円超 1500万円以下	105	19.6%
1500万円超 2000万円以下	48	8.9%
2000万円超 2500万円以下	25	4.7%
2500万円超 3000万円以下	16	3.0%
3000万円超 3500万円以下	13	2.4%
3500万円超	20	3.7%
全体(上記いずれか)	537	100.0%

Ⅲ. 個人開業医の建物保有、設備投資状況

1. 開業後年数別建物保有形態

	自己所有		賃貸		その他		合計	
	人	%	人	%	人	%	人	%
5年未満	37	10.4%	34	21.0%	3	33.3%	74	14.1%
10年未満	41	11.5%	37	22.8%	2	22.2%	80	15.2%
10～19年	73	20.6%	37	22.8%	3	33.3%	113	21.5%
20～29年	51	14.4%	27	16.7%	1	11.1%	79	15.0%
30～39年	67	18.9%	18	11.1%	0	0.0%	85	16.2%
40～49年	65	18.3%	6	3.7%	0	0.0%	71	13.5%
50年以上	21	5.9%	3	1.9%	0	0.0%	24	4.6%
合計	355	100.0%	162	100.0%	9	100.0%	526	100.0%

2. 病床の有無別建物保有形態

	自己所有		賃貸		その他		合計	
	人	%	人	%	人	%	人	%
有床	56	15.6%	12	7.3%	2	20.0%	70	13.1%
無床	304	84.4%	152	92.7%	8	80.0%	464	86.9%
合計	360	100.0%	164	100.0%	10	100.0%	534	100.0%

3. 設備投資等対象資産別平均取得価額

(金額単位:千円)

設備投資等対象資産	客体数(人)	構成比(%)	平成18年 平均取得価額
土地	15	7.8%	30,325
建物	70	36.5%	20,615
医療用器械設備	135	70.3%	5,171
その他	77	40.1%	3,040
全体(上記いずれか)	192	100.0%	14,726

*客体数:平成18年中に各対象資産を取得した開業医数。複数回答のため合計が全体と一致しない。

*平均取得価額:各対象資産を取得した開業医1人当りの当該資産の平均取得価額。

IV. 勤務医師・他職種等の手取り年収

1. 医師の年齢階級手取り年収金額

(金額単位:千円)

	個人開業医		勤務医師	
	人	1人当り 手取り年収金額	人	1人当り 手取り年収金額
20～24歳	0	0	940	3,214
25～29歳	0	0	11,150	4,796
30～34歳	1	-	11,190	5,991
35～39歳	6	13,577	10,330	7,841
40～44歳	33	12,680	10,090	9,672
45～49歳	56	11,579	6,210	11,015
50～54歳	74	13,347	3,470	11,187
55～59歳	73	14,686	3,480	12,040
60～64歳	52	12,978	1,230	11,764
65歳～	242	7,426	4,100	8,454
総数	537	10,667	62,170	8,043

*30～34歳の個人開業医の1人当り手取り年収金額は、N=1のため記載していない

*勤務医師は厚生労働省「平成18年賃金構造基本統計調査」より作成

*勤務医師の人数は元のデータが10人未満四捨五入のため合計が合わない

2. 職種別、手取り年収金額

(金額単位:千円)

	人数	額面年収	手取り年収
会社社長(従業員100人未満の会社)	63	17,190	11,867
航空機操縦士(40～44歳)*	60	14,871	10,461
記者(40～44歳)*	1,280	12,342	9,031
勤務医師(40～44歳)	10,090	13,470	9,672
個人開業医(本調査)平均	537	-	10,667

*航空機操縦士、記者は常用労働者1,000人以上の企業

3. 勤務医師 年齢階級別手取り年収金額

(金額単位:千円)

区 分	賃金構造基本統計調査			額面年収 (①×12+ ②) ③	手取り年収(=額面年収-社会保険料-税金)					
	労働者数	きまって支給する現金 給与額(月 間) ①	賞与其他 特別給付額 (年間) ②		社会保険料	給与所得	所得控除	課税所得	税金	手取り年収 (③-④-⑧) ⑨
					(③×料率) ④	(③-控除) ⑤	⑥	(⑤-⑥) ⑦	(⑦×税率) ⑧	
医師	62,170	835	995	11,012	1,162				1,807	8,043
(男女計)										
20～24歳	940	319	50	3,878	474	2,562	1,300	1,263	189	3,214
25～29歳	11,150	469	326	5,953	728	4,223	1,573	2,650	430	4,796
30～34歳	11,190	605	479	7,733	945	5,760	1,669	4,091	797	5,991
35～39歳	10,330	779	1,084	10,434	1,135	8,212	1,919	6,293	1,458	7,841
40～44歳	10,090	999	1,485	13,470	1,396	11,097	1,929	9,168	2,402	9,672
45～49歳	6,210	1,198	1,525	15,904	1,532	13,409	2,020	11,388	3,357	11,015
50～54歳	3,470	1,190	1,942	16,223	1,549	13,712	2,020	11,692	3,487	11,187
55～59歳	3,480	1,358	1,497	17,789	1,635	15,199	2,051	13,148	4,114	12,040
60～64歳	1,230	1,294	1,773	17,301	1,609	14,736	2,020	12,715	3,928	11,764
65歳以上	4,100	881	753	11,325	1,155	9,058	1,919	7,139	1,716	8,454

*出典:厚生労働省「平成18年賃金構造基本統計調査」

*きまって支給する給与には、所定外給与を含む。

*社会保険料率は、健康保険8.2%、厚生年金14.6%、介護保険1.2%(40～64歳)の各2分の1、雇用保険0.8%。

*所得控除は、国税庁統計年報書(平成17年度版)より所得階級別の所得控除額。

*税金は、給与所得(⑤)以外の所得はないものとして計算した所得税・住民税。定率減税、住民税均等割は考慮外。

4. 会社社長(従業員100人未満の会社) 年齢階級別手取り年収金額

(金額単位:千円)

区 分	賃金構造基本統計調査			額面年収 (①×12+ ②) ③	手取り年収(=額面年収-社会保険料-税金)					
	会社数	報酬月額	年間賞与		社会保険料	給与所得	所得控除	課税所得	税金	手取り年収 (③-④-⑧) ⑨
					(③×料率) ④	(③-控除) ⑤	⑥	(⑤-⑥) ⑦	(⑦×税率) ⑧	
会社社長 従業員100人 未満の会社	63	1,370	740	17,190	1,441	14,631	2,020	12,610	3,882	11,867

*出典:政経研究所「2007年版 役員の報酬・賞与・年収」より従業員100人未満の会社。

*社会保険料率は、健康保険8.2%、厚生年金14.6%、介護保険1.2%(40～64歳)の各2分の1、雇用保険0.8%。

*所得控除は、国税庁統計年報書(平成17年度版)より所得階級別の所得控除額。

*税金は、給与所得(⑤)以外の所得はないものとして計算した所得税・住民税。定率減税、住民税均等割は考慮外。

5. 航空機操縦士(企業規模1000人以上)年齢階級別手取り年収金額

(金額単位:千円)

区 分	賃金構造基本統計調査			手取り年収(=額面年収-社会保険料-税金)						
	労働者数	きまって支給する現金給与額(月間)	賞与その他特別給付額(年間)	額面年収 (①×12+ ②)	社会保険料 (③×料率)	給与所得 (③-控除)	所得控除	課税所得 (⑤-⑥)	税金 (⑦×税率)	手取り年収 (③-④-⑧)
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
航空機操縦士	1,050	1,023	1,547	13,817	1,365				2,665	9,787
(男)										
20～24歳	20	237	0	2,842	347	1,809	968	841	126	2,368
25～29歳	120	734	824	9,637	1,077	7,473	1,841	5,632	1,260	7,300
30～34歳	310	954	1,257	12,708	1,259	10,373	1,929	8,444	2,147	9,302
35～39歳	250	1,072	1,550	14,413	1,361	11,992	1,929	10,063	2,787	10,265
40～44歳	60	1,085	1,852	14,871	1,475	12,427	2,020	10,407	2,935	10,461
45～49歳	100	1,162	2,212	16,152	1,537	13,645	2,020	11,624	3,458	11,157
50～54歳	160	1,214	2,329	16,892	1,573	14,348	2,020	12,327	3,761	11,559
55～59歳	30	1,056	2,005	14,671	1,463	12,237	2,020	10,217	2,853	10,354
60～64歳	20	1,386	0	16,627	1,462	14,096	2,020	12,075	3,652	11,513
65歳以上	-	-	-	-						

6. 記者(企業規模1000人以上)年齢階級別手取り年収金額

(金額単位:千円)

区 分	賃金構造基本統計調査			手取り年収(=額面年収-社会保険料-税金)						
	労働者数	きまって支給する現金給与額(月間)	賞与その他特別給付額(年間)	額面年収 (①×12+ ②)	社会保険料 (③×料率)	給与所得 (③-控除)	所得控除	課税所得 (⑤-⑥)	税金 (⑦×税率)	手取り年収 (③-④-⑧)
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
記者	6,650	616	2,534	9,928	1,092				1,380	7,456
(男)										
20～24歳	170	396	755	5,512	674	3,869	1,408	2,461	392	4,446
25～29歳	1,000	414	1,448	6,412	784	4,590	1,573	3,017	503	5,125
30～34歳	1,760	563	2,221	8,972	1,035	6,875	1,809	5,065	1,090	6,848
35～39歳	1,700	630	2,705	10,264	1,129	8,051	1,919	6,132	1,410	7,726
40～44歳	1,280	749	3,352	12,342	1,280	10,025	1,929	8,096	2,032	9,031
45～49歳	340	798	3,078	12,648	1,308	10,315	1,929	8,387	2,128	9,212
50～54歳	200	869	3,561	13,991	1,362	11,592	1,929	9,663	2,615	10,014
55～59歳	210	756	3,553	12,625	1,287	10,293	1,929	8,365	2,120	9,217
60～64歳										
65歳以上										

*出典:厚生労働省「平成18年賃金構造基本統計調査」

*きまって支給する給与には、所定外給与を含む。

*社会保険料率は、健康保険8.2%、厚生年金14.6%、介護保険1.2%(40～64歳)の各2分の1、雇用保険0.8%。

*所得控除は、国税庁統計年報書(平成17年度版)より所得階級別の所得控除額。

*税金は、給与所得(⑤)以外の所得はないものとして計算した所得税・住民税。定率減税、住民税均等割は考慮外。

V. 個人開業医の年齢階級別手取り年収算定要素一覧

(金額単位:千円)

	総数 (N=537)*	30~34歳 (N=1)	35~39歳 (N=6)	40~44歳 (N=33)	45~54歳 (N=56)
医業収益(参考)*	64,233		57,698	72,649	60,271
①事業所得	13,667		9,844	9,790	13,697
②減価償却費	2,598		3,252	8,923	2,737
③青色申告特別控除	511	N=1 の 為、 非 表 示	433	512	499
④給与収入	2,912		7,913	3,210	4,851
⑤雑所得	273		505	49	107
⑥院長退職金積み立て	481		719	697	706
⑦社会保険料	691		956	776	860
⑧所得税・住民税	4,567		4,172	3,194	4,853
⑨借入返済・設備投資	3,554		2,522	5,136	3,892
手取り年収 (①~⑤) - (⑥~⑨)	10,667		13,577	12,680	11,579

	50~54歳 (N=74)	55~59歳 (N=73)	60~64歳 (N=52)	65歳~ (N=242)*
医業収益(参考)*	69,272	85,140	87,961	50,531
①事業所得	17,978	20,427	20,423	9,162
②減価償却費	3,121	3,219	2,231	1,421
③青色申告特別控除	589	614	600	440
④給与収入	3,754	3,856	3,338	1,661
⑤雑所得	131	105	96	468
⑥院長退職金積み立て	710	719	650	214
⑦社会保険料	1,048	1,077	630	422
⑧所得税・住民税	6,067	6,188	7,802	2,900
⑨借入返済・設備投資	4,401	5,552	4,629	2,190
手取り年収 (①~⑤) - (⑥~⑨)	13,347	14,686	12,978	7,426

*医業収益のみ総数N=536、65歳以上N=241(無記入の客体1件を除く)

調査票

調査票 1 診療所基本情報

調査票 3 診療所開設者の年収に関する調査

「調査票 2 診療時間・診療時間外活動に関する調査」は掲載を省略

2. 医療・介護に関連した活動による給与所得がある方は、平成18年分の所得の確定申告書をご覧ください、「所得の内訳」の中から、医療・介護関連活動に係る「収入金額」をピックアップしてお答え下さい。金額がゼロ円の場合は、「0」と記入して下さい。

所得の種類	収入金額
(1) 給与所得	円
(2) 給与所得	円
(3) 給与所得	円
(4) 給与所得	円

給与所得以外は書かないで下さい。

3. 医療・介護に関連した活動による雑所得がある方は、平成18年分の所得の確定申告書をご覧ください、「配当所得・雑所得（公的年金等以外）・総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項」の中から、医療・介護関連活動に係る「差引金額」をピックアップしてお答え下さい。金額がゼロ円の場合は、「0」と記入して下さい。

所得の種類	差引金額
(1) 雑所得	円
(2) 雑所得	円
(3) 雑所得	円
(4) 雑所得	円

雑所得以外は書かないで下さい。

平成18年分の所得税の確定申告書B

記入しないで下さい

住所 〒 氏名

所得の内訳（源泉徴収税額）

所得の種類	収入金額	源泉徴収税額

④ 源泉徴収税額の合計

所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑所得控除
⑪ 医療費控除
⑫ 社会保険料控除
⑬ 一般の保険料の控除
⑭ 生命保険料の控除
⑮ 寄附金控除
⑯ 専業主婦（専夫）控除
⑰ 妻（夫）が扶養されている配偶者控除
⑱ 配偶者特別控除
⑲ 扶養控除（配偶者控除等）の合計

所得の内訳（総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項）

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額

特別適用条文等

① 配当所得・雑所得（公的年金等以外）・総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項

第二表（平成18年分以降適用）（第二表は、第二表と同一欄に記入してください。）（源泉徴収票の記載事項等と照合し、異なる場合は訂正してください。）

(税理士 署名押印 電話番号)

税理士法第30条の書面提出者 税理士法第33条の2の書面提出者

【 青色申告の方】

平成 18 年分所得税青色申告決算書（一般用）の損益計算書をご覧になり、「減価償却費¹⁸」「給料賃金²⁰」「利子割引料²²」および「退職金」をお答え下さい。金額がゼロ円の場合は、「0」と記入して下さい。

1. 減価償却費

円

2. 給料賃金

円

3. 利子割引料

円

4. 退職金

円

FA0202

平成 18 年分所得税青色申告決算書（一般用）

住所
事務所所在地
事業種名
フリガナ氏名
電話番号
加入団体名
事務所所在地
税務士等
電話番号

記入しないで下さい

平成 年 月 日 損益計算書（自 月 日 至 月 日）

提出欄	科目	金額	科目	金額	科目	金額
	売上(収入)金額 (売上金を含む)	①	消耗品費	⑦	貸倒引当金	⑭
	期首商品(製品)額	②	減価償却費	⑧	繰上引当金	⑮
	仕入金額(原価)	③	福利厚生費	⑨	計	⑯
	小計(②+③)	④	給料賃金	⑩	専従者給与	⑰
	期末商品(製品)額	⑤	外注工賃	⑪	貸倒引当金	⑱
	差引原価(④-⑤)	⑥	利子割引料	⑫	繰上引当金	⑲
	差引金額 (①-⑥)	⑦	地代家賃	⑬	計	⑳
	租税公課	⑳	退職金	⑭	青色申告特別控除額 (⑰-⑱)	㉑
	荷造運賃	㉑	退職金は 25 から 30 のいずれかです。25 とは限りません。	⑮	青色申告特別控除額	㉒
	燃料費	㉒		⑯	所得金額 (⑦-⑳)	㉓
	旅費交通費	㉓		⑰		
	通信費	㉔		⑱		
	広告宣伝費	㉕		㉑		
	接待交際費	㉖		㉒		
	損害保険料	㉗		㉓		
	修繕費	㉘		㉔		
				㉕		
				㉖		
				㉗		
				㉘		
				㉙		
				㉚		
				㉛		
				㉜		
				㉝		
				㉞		
				㉟		
				㊱		
				㊲		
				㊳		
				㊴		
				㊵		
				㊶		
				㊷		
				㊸		
				㊹		
				㊺		
				㊻		
				㊼		
				㊽		
				㊾		
				㊿		

- 1 -

次頁の をとばして、5頁の へ
おすすみください。

【 . 白色申告の方】

平成 18 年分収支内訳書（一般用）をご覧になり、「給料賃金¹¹」
 「減価償却費¹³」 「利子割引料¹⁶」 および「退職金」をお答え下さい。
金額がゼロ円の場合は、「0」と記入して下さい。

1. 給料賃金

円

2. 減価償却費

円

3. 利子割引料

円

4. 退職金

円

FA0302

平成 18 年分収支内訳書（一般用） （あなたの本年分の事業所得の金額の計算内容はこの表に記載して確定申告書に添付して下さい。）

住所 氏名 事務所所在地
 事業所所在地 電話番号（自宅） 氏名（名称）
 業種名 届出番号 加入団体名 電話番号

提出用

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

平成 年 月 日 (自 月 日 至 月 日)

科目	金額	科目	金額
売上(収入)金額 ①		旅費交通費 ①	
家事消費 ②		通信費 ②	
その他の収入 ③		広告宣伝費 ③	
計 (①+②+③) ④		接待交際費 ④	
戻付物品(製品) ⑤		損害保険料 ⑤	
仕入金額(買掛金) ⑥		修繕費 ⑥	
小計(④+⑤) ⑦		消耗品費 ⑦	
戻付物品(製品) ⑧		福利厚生費 ⑧	
引当金(引当) ⑨		退職金 ⑨	
差引金額(⑦-⑧) ⑩			
差引金額(⑩-⑨) ⑪			
給料賃金 ⑫			
外注工事費 ⑬			
減価償却費 ⑭			
貸倒金 ⑮			
雑代家賃 ⑯			
利子割引料 ⑰			
租税公課 ⑱			
荷造運賃 ⑲			
水道光熱費 ⑳			
経費計 (⑫-⑱) ㉑			
専従者控除 (⑲-㉑) ㉒			
所得金額 (㉑-㉒) ㉓			

○給料賃金の内訳

氏名(年齢)	従事月数	給料賃金	合計	源泉徴収税額
(歳)				
(歳)				
(歳)				
その他(人分)				

○退職金の内訳

氏名(年齢)	延べ従事月数	退職金	源泉徴収税額
(歳)			

○事業専従者の氏名等

氏名(年齢)	続柄	従事月数
(歳)		
(歳)		
(歳)		

○専従者控除の内訳

氏名(年齢)	延べ従事月数	控除額
(歳)		

退職金は「から」のいずれかです。うとは限りません。

【 . 青色申告の方、白色申告の方共通】

1 . 平成 18 年 1 月から 12 月の間に、事業用の借入金を返済されましたか。

(1) 次のいずれかに を付けて下さい。

はい いいえ わからない

(2) 上記で「はい」と答えた方は、1 年間に返済した金額をお答え下さい。

	円
--	---

2 . 平成 18 年 1 月から 12 月の間に、事業用の借入れをされましたか
(銀行や公庫などから新規または追加で融資を受けましたか)

(1) 次のいずれかに を付けて下さい。

はい いいえ わからない

(2) 上記で「はい」と答えた方は、1 年間に借り入れた金額 (融資を受けた金額) をお答え下さい。

	円
--	---

3 . 平成 18 年 1 月から 12 月の間に設備投資をされましたか。

(1) 次のいずれかに を付けて下さい。

はい いいえ わからない

(2) 上記で「はい」と答えた方は、下の表に 1 年間の設備取得額をご記入ください。
金額がゼロ円の箇所には、「0」と記入して下さい。

設備の種類	設備取得額
土地	円
建物 (建物付属設備を含む)	円
医療用器械設備	円
その他有形固定資産	円